

招集期日 平成22年3月2日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 3月2日(火曜日)午前 9時30分

閉 会 3月2日(火曜日)午後 4時03分

出席委員	委員長	平山五郎	副委員長	齋藤國男
	委員	吉澤かつら	委員	宮岡幸江
	委員	塩屋和雄	委員	堤利夫
	委員	小島清人	委員	駒井勲

欠席委員 な し

委員外議員 山本秀和 議員

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	会計管理者
	議会事務局長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 高橋佐知子

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例5件、予算1件の計6件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日と3日の2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、審査の日程は、本日と3日の2日間とすることに決定をいたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第3号から第7号の各条例の審査に続き、議案第32号 平成22年度入間市一般会計予算のうち所管のものの審査の順とし、議案第32号については、消防所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの、検査課所管のもの、会計課所管のもの、議会事務局所管のもの、選挙管理委員会事務局所管のもの、監査委員事務局所管のものの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

次に、ご配付した名簿のとおり委員外議員から当委員会への出席及び質疑の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認め、当委員会へ出席し、質疑をすることを許可いたします。

次に、委員長より申し上げます。議案第6号につきましては、質疑が所管外に及ぶ可能性が考えられますので、関係部職員の出席についてご了承のほどお願いをいたします。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長　暫時休憩いたします。

午前　9時33分　休憩

午前　9時33分　再開

委員長　会議を再開いたします。

ここで、委員外議員に申し上げます。

質疑は各委員の質疑が終わった後、通告したものに限り、議題として1回行うことを許可いたします。質疑は簡潔にし、また委員外議員は意見や要望を述べることはできませんので、よろしくお願いをいたします。

## △ 議案上程

### 議案第3号 入間市男女共同参画推進条例

委員長 それではまず、議案第3号 入間市男女共同参画推進条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

企画部長 おはようございます。議案第3号 入間市男女共同参画推進条例について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、平成15年11月、男女共同参画都市宣言の趣旨に基づき、男女共同参画社会の実現を目的とした条例でございます。この条例は、前文及び全22条により構成され、前文ではこの条例を策定する背景及び経緯に加え、制定の趣旨を述べているものでございます。また、第1章から第4章までの章立てといたしましたのは、よりわかりやすい条例とするため、各条項の趣旨に沿った枠組みにより定めるものでございます。

第1章は、男女共同参画社会推進のための基本的事項について規定したものであり、第1条は目的、第2条は用語の定義を規定し、第3条において基本理念を規定しております。第4条では市の責務、第5条では市民の責務、第6条では事業者等の責務を規定し、第7条においては性別による権利侵害の禁止を規定し、第8条では公衆に表示する情報に関する留意事項について規定しております。

続いて、第2章は男女共同参画社会の実現に向けた方策について規定し、第9条では基本的施策を列記し、第10条では基本計画の策定について、第11条では年次報告を、第12条では施策の推進体制の整備、第13条では市民及び事業者等からの意見等の申し出、第14条では拠点施設を規定するものでございます。

続いて、第3章では諮問機関について規定し、第15条から第21条において男女共同参画審議会の設置及び所掌事務、組織、任期等を規定するものでございます。

第4章では、第22条として委任について規定するものでございます。

次に、附則につきましては、本条例の施行に伴い、条例の施行日、入間市女性問題協議会条例の廃止、また経過措置として、この条例の施行の際における現行の第2次いるま男女共同参画プランの位置づけ、入間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について規定するものでございます。

なお、この条例は平成22年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡幸江委員 順次幾つか聞かせていただきたいのですけれども、総括のほうでも大分出たようですが、今回この条例をつくるに当たりまして、きょう各家庭に配布されたB e g i nにも書いていますように、国の基本法ができて10年、埼玉県の推進条例ができて、こととして、平成22年で10年になるのかしらね。そんな時間がもう経過している中で、確かに実際には雇用形態とか、男性も含めた働きの見直しとか、それから女性の政治や経済の活動などに参画する人々が少ないという現実のある中ですけれども、普通の人たちの日常感覚の中では、フェミニズムとかジェンダーの言葉は知らなくても、女性の側に平等感がしみついているというのでしょうか、男に比べて能力が劣るなんてこれっぽっちも思っていないような女性たちも今ふえているというか、女性は被害者ではないというような思いが割と日常的な感じで受け入れられている。そんな中で、この10年間というのは時代の流れというのはすごく速かったというか、そういう中で今回この条例を今、根はあるのですけれども、表面的にはすごく平等感というか、格差がないような時代背景になっている今その現在にこの条例をつくるという、そのあたりのことをどのように審議会とかで審議されてきたかどうか、そこら辺を伺いたいのですけれども。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 おはようございます。宮岡委員のただいまの質問にお答え申し上げます。

確かに日常的にそんなに男女の格差とか、そういったものを感じないで生活してきている部分等はあるかと思えます。しかし、

実際に男女共同参画に関する意識調査とか、国の調査、世論調査などを見ますと、依然としてやはり性別による固定的役割分担、意識による慣習とか、また職場における平等感というものが、平等であると感じられる人の割合がまだまだ少ない、そういった状況がありまして、やはりそういった部分を解消していくためには、ここで市も男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画の推進に努力してきておるところなのですけれども、やはりここで市だけではそれらを解消していくということにはできない。やはり日常的な取り組みが必要である。そういった中では、やはり市民、事業者が一体となって固定的役割分担意識の解消に努めたり、やはり政策決定の場等への参加、女性も参画する、そういったことを積極的に取り組んでいかなければならないのではないかと、そういった議論の中でやはり条例の制定が必要であろうということで、今回上程させていただいております。

宮岡幸江委員 ありがとうございます。

今回この条例の中ですごく一番いいところは、第21条の企画部企画課に置いてあるということが条例で定められたということ、これ以上下がらないというか、最高機関に置いてあることに対してはすごくここに書かれているということに、あっ、これはよかったと思ったところなのですが、とすると入間市がほかで都市宣言したりとか、センターをつくったり、それをしてからもう5年、6年たちますよね。そのときにつくらなくて、今それからいろいろな平成9年からセミナーなんかもやってきて、市民には

いろいろな意識をやってきているとは思いますが、そういうところで、では先ほどもお話があったように、市民のニーズなどを調べたという経緯の中で、入間市独自の、これは今つくるからには入間市独自のものがどこかにあるのかなと思うのですが、誇れるところというか、何か入間市だからこそ、これを入れたというところありますか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 男女共同参画社会の実現といいますと、やはり地域の特性に応じた施策を実施する責務というのが定められているのですが、やはりどこをとりましても、よほどでない限り、そんな大きな違いというのが見受けられないのが実態でございます。こういった中で入間市の条例におきましては、事業者等の責務の中に市民団体、市民活動団体とか、各国際交流協会とか体育協会とか、そういった協会とか、PTAとか自治会とか、そういった団体なども含めて取り組んでいただきたい、そういったことで盛り込ませていただいています。

あと、意見の申し出を受けるということで、男女共同参画の施策に関して意見等、苦情等、また要望等があった場合にはセンターまたはそれぞれの所管課において意見等を申し出て、その意見に対して、さらに施策を反映していきたい。そういったところでございます。

あともう一つは、男女共同参画推進センターが既に設置されておりますので、それらを拠点施設として活用していくということ、

そのことを条例に盛り込んでございます。

以上です。

宮岡幸江委員 ありがとうございます。

次なのですけれども、第2条のほうの用語の定義がありますよね。その中の第2号の積極的改善措置というのがここに取り上げられているのですけれども、通常であればというか、ごく一般的なほかの他市等を見ますと、この用語の定義のところでは、用語の定義というか、このところでは大体男女共同参画と市民と事業者というのが普通一般的かなと思うのですけれども、そこに入間市は第3号、第4号のドメスティック・バイオレンスと、それからセクシュアル・ハラスメントが出ているから、これは特にここを強調しているのだというのはわかるのですけれども、この第2号の積極的改善措置というものをここに入れた理由というか、特にこれはどういうことを示しているのか、何を言いたいのかなというのはちょっとわかりにくいので、そこら辺を聞かせていただきたい。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 この用語の定義につきましては、やはり一般的に使われていない言葉とか、意味や概念等が余りはっきりしていないことにつきまして、言葉として定義をさせていただいております。この定義につきましては、改善措置につきましては、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法の中で定められている考えでございます。

以上です。

宮岡幸江委員 私がお聞きしたいのは、積極的改善措置をここへなぜ入れたかという。というのは、この文章を読んでいくと、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対しと、この必要な範囲内というのをここで入れたことが私ひっかかるのです。これというのは、すごく微妙なものを含んでいるというか、そういうふうを受け取れるのです。これは、大した裏の意図はないのかもしれないのですけれども、とり方によってというか、やりようによっては市側で、市側でというのは執行部のほうで、これがついているから、どうだというふうなことにもとれないとも限らないというか、これから先、今ではなくて、今は皆さんいろいろなことをわかっているところでやっているけれども、男女共同参画、今日まで来る間には大分ねじれ現象もかなりありますから、いろいろなものをちゃんと整理して、こういうものは当然つくるのですけれども、なぜ、そういうねじれ現象なんかのほかの市町村のを見ながら、なぜここに必要な範囲内においてをここへ入れるために積極的改善措置を入れたのかということに、素直にとるだけでよろしいのか、そこら辺のところをちょっと伺いたいです。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 積極的改善措置につきましては、基本的施策の9条の1号において、講じられるよう努めることということで規定をいたしております。そこで積極的改善措置という文言が出てくるわけですが、それがどういう意味かよくわからないであろうということで定義

をしているところなのですが、その定義の中で、必要な範囲においてというのは、男女間の機会の格差がなくなってきた場合には結局そういった積極的な改善措置というのが必要なくなってくるわけですので、そういった意味での暫定的な期間という、そういうことの意味合いを持って、必要な範囲においてと定義の中であってあります。

宮岡幸江委員 今のお話から、言葉じりをつかまえるわけではないのですが、今の第9条第2号のところですよ。政策方針の意思決定過程における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講じること、私はこれを、これというよりも、これを言いたいならば、市はその他の施策を策定し、及び実施するに当たっては男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないというふうにしたほうがいいのかと思ったのです。でも、結局第12条にそれはうたわれている。だから、何か同じような繰り返しが結構強調されているようなふうに私はとれたのですけれども、あくまでも市のいろいろな施策、いろいろな部や課で行う施策に対してのこれからはますますもっときっちりやっていきますよというようなことのあらわれみたいと思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 やはり基本的施策の第9条1号、2号というのは非常に関連性があるように受けられるかと思います。また、性別による権利侵害の禁止や公衆に表示する留意点などにおいても規定されている中で、基本的施策の中にも重複してそれらについて取り組んでいくという

ようなことが出ております。先ほど委員さんもおっしゃっていた  
できましたけれども、やはり男女共同参画を推進する上でこれら  
の措置が非常に重要であるということで、あえて規定させていた  
だいているところでございます。

宮岡幸江委員 わかりました。ぜひいろいろな面で、いつも担当している  
人たちだけしかかかわっていないような、いろいろなものを、条  
例にしても、そうみたいな気がするのですけれども、この男女共  
同参画というものはとてもいろいろなところの、福祉にしても、  
それから健康福祉センターのことにしてもそうなのですから、  
も、いろいろなところにかかわってくる問題だと思うので、ぜひ  
それをお願いしたいところなのですが、もう一つ最後に、ここの  
定義のところの3号、4号の言葉の、用語の意義にも書いていま  
すし、それから第7条の禁止条項にもしっかり書かれている、そ  
して基本的施策にも書かれているセクシュアル・ハラスメントと  
ドメスティック・バイオレンスなのですが、これ、これだけ文言  
が出てくる中で、DVを定義するということはとても重要なこと  
だし、それをしっかりやっていかなければいけないのですが、こ  
の中で自分の中で気になったのは、これを定義するのだったらば、  
例えば基本施策の中に男女が相互の性に関する理解というのでし  
ょうか、を深め、相互に尊重し合うことで女性の生涯にわたる性  
と生殖というか、女性の一番神聖なる性と生殖に関する、これは  
健康の一番のもとだと思うのです。それを保持するような定義み  
たいなものを基本施策の中に私は入れてほしかったなと思うので

す。ドメスティック・バイオレンスとかセクシュアル・ハラスメントは、そういうことから関すれば表面的なことというか、にしかとらえられない。もっと根本の大事なものをこの部分に入れていただくことがやっぱり人間を大事にすることにつながるというか、そこら辺のことが何か今いろいろなところで言われているセクシュアル・ハラスメントと、それからDV、ドメスティック・バイオレンスに何か翻弄されてしまっていて、その先が見えなかったように思うのです。それこそが一番大事なもので、条例をつくるのだったら私はそこまで考えてほしかなかったと思うのですが、審議会等で十分いろいろなものをもんできたはずですよ、ここまで来るには。そういう点で、そういうことのお話し合いというか、出てこなかったのでしょうか。どうでしょうか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 審議会  
におきましては、性と生殖の権利、健康と権利に関しましては議論は上がっておりませんでした。確かに委員さんのおっしゃるとおり、お互いの性を理解して、生涯にわたる健康を保持していくということは非常に重要なことだと思っております。やはりそういった理解があってこそ、例えばセクシュアル・ハラスメントとかDVの防止に、おっしゃられたように、つながっていく根幹の部分であるのかなということは思います。そうした中で今度第3次プランを策定していくわけですが、そのプランの中で十分審議しまして、それぞれ施策をまた盛り込んでいくわけですが、そういった中で十分検討させていただきたいと思っております。

また、現在におきましては学校教育、その他あらゆる教育の場において、男女共同参画を推進するための必要な措置をとる。そういった中で、やはりお互いの性を尊重し合うような教育とか、またセクハラ、DVの防止における支援の中でそういった啓発など、きちっと市民が認識できるような、そういった措置もとっていければと思います。

以上です。

宮岡幸江委員 今お話しの中のプランの中に織り込んでいただけるというお話だったので、それで一応はほっとはしているのですが、ぜひ表面的なものに流されることなく、今の時代はそういうことこそがこういう条例に盛り込まないといけないのかなと、最初の男女共同参画を口に出されたときからも大分たちますので、先ほどもお話ししましたように、ということは根本を、今つくる条例だからこそ、いろいろなことを考えながらつくらなければいけないのかなと思っています。それに基づいたプランづくりになると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

吉澤委員 条例の第6条に関連してなのですけれども、総括質疑の中でもなかなか事業所の実態把握とか、あと働きかけが進んでいないので、今後の課題という話もあったのですけれども、今後そうした事業所の実態把握であったりとか、あと啓発活動を含めて、連携というのはどのように考えているのでしょうか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 1つに

おきましては、今後男女共同参画の審議会の委員さんをまたご依頼申し上げるところなのですけれども、そういった中で事業所の代表者とか、または人事に当たっている方などをメンバー、委員として構成する中に入れて、その中で事業所におけるいろいろな協力を得ていきたい。また、商工会におけるいろいろな工業会とか、繊維工業会とか、そういった団体があるかと思えますけれども、そちらの団体等の集まりなどにおいて、商工課と連携しまして、いろいろ啓発とか周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

例えば事業所で働く人から何か苦情があったりとかという場合は、具体的にどのような対応とかされるでしょうか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 事業所からの苦情と申しましても、市の男女共同参画の施策を推進する上での意見とか苦情、または影響を及ぼすような形での苦情でございましたらば、申し出という形で出していただきまして、所管課またはこちらで判断、協議し、またその中で結論が出ない場合には庁内組織などでさらに検討していきたい、また関係機関等に相談して、結論を出していきたい、そのように考えております。

吉澤委員 わかりました。

あと、第9条の7号で調査研究ということが書いてあるのですけれども、これについても何か具体的に考えていることがありましたら、どのような内容か教えてほしいのですが、お願いします。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 現在調査につきましては、今度第3次男女共同参画プランを策定する予定でございますので、それに当たって市民の男女共同参画に関する意識調査を実施する予定でございます。また、市民と事業者と市が連携して推進するといった形から、事業者の方にも何らかの形でアンケート調査などが行われればよいなと思っております。

以上です。

堤委員 この条例でうたっております基本計画については、従来女性問題協議会の中で進められてきた第2次いるま男女共同参画プラン、これが基本計画ということで位置づけられるわけでありまして、これも従来行ってきた女性問題協議会と今回この条例でうたっている内容、決定的な違いというのはどういうところにあるのでしょうか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 基本的には女性問題協議会を男女共同参画審議会へ移行するような形でここでは規定しておりますけれども、従来の女性問題協議会におきましてはやはり女性の問題に焦点を当てた形での諮問、そういったことが主なものでございました。今回男女共同参画審議会になりましたは、やはり双方の男女共同参画という、施策においてそちらを重点的に考えていくというようなことでございます。また、特に規定の中では盛り込んでございませんけれども、やはり男女共同参画審議会でございますので、やはり委員の構成につきましては均等になるような、そういった形では努力していくとい

うところでございます。

堤委員 それは話はわかるのですけれども、要するに今回のこの条例で進めようとしている基本計画というのは、女性問題協議会でいろいろ協議されて、プランがつくられた、それを基本計画として位置づけますよということなので、であれば従来女性問題協議会で進めたことの延長線という、そういう認識ですよ。今回この条例で改めて男女共同参画の推進条例という条例の中で進めようとしていくということであれば、要するに新しい視点というのがそこに出てくるわけですよ。従来計画されていたプランをなぜ、では基本計画に横滑りするのだという。要するに新たな視点で基本的な計画をつくるということであれば、それは話として新条例を制定するという意味合いというのは出てくるのですけれども、理念条例はつくりました。だけれども、具体的な個別の計画については従来女性問題協議会で進めてきた、その内容を踏襲しますと。では、新たに条例をつくるという角度というのかな、視点というのかな、ということからすれば、この視点で新たな計画、基本計画をつくるというのが普通の考え方だと思うのですけれども、それをなぜ女性問題協議会で長年進めてきたことを基本計画に位置づけるのだという、その辺の決定的な違いというのはどこにあるのですか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 現行の第2次いるま男女共同参画プランの期間が平成23年度までの期間になっております。その第2次のプランの内容とこの条例との整

合性を検討しまして、その2年間において、この条例の内容についてプランにきちっと盛り込まれているかどうかを確認しました。そうした中では、条例とそごが生じないということで、2年間は経過措置として、この条例に基づいて策定された基本計画とみなすということで附則において規定させていただいたところです。ですので、実際には平成24年度からの第3次プランがそのまま新たな条例を踏まえた形でのプランになっていくかと思えますけれども。

堤委員　　そうすると、第2次のプランと第3次のプランというのはかなり角度的に違う部分が出てくると。この条例に基づいた、従来女性問題協議会でやってきたこととは角度違うわけですよ、この男女共同参画の推進条例というのは。同じものであれば、新たな条例を制定する意味というのはないわけですから、今まで女性問題協議会で扱えなかったというか、ある意味では十分でなかったという、そういうこともあるのでしょうか。この新条例を制定して、さらに共同参画の理念を進めていこうということですから。そうすると、第2次と第3次というのはかなり角度的にも違ったプランになってくると。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長　第3次プランにつきましては、今後また新たにできましたら男女共同参画審議会において諮問し、基本的な事項などを決めていっていただくこととなりますので、ここで特にはっきりしたことは申し上げられませんけれども、市と市民と事業者が連携、協力し、推進

するという部分において、今のプランにおきましては市のプラン、市の計画、市の実施する計画、そういったことだけしか盛り込まれておりませんので、そういった中では市民にできることとか、事業者ができることとか、そういった部分での計画も盛り込まれれば、より条例に則したプランができていくのかなと思っております。

以上です。

堤委員　　そうすると、それぞれ市の立場、市民の立場、事業所の立場というのが今度第3次プランには具体的に行動計画として基本計画の中にもきちっと入ってくると、第3次プランについては、そういう認識でいいのでしょうか。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長　　現在事務局としてはそう考えておりますけれども、やはり男女共同参画審議会に諮って、基本計画についてはこの規定の中で審議会の意見を聞くということと、あと市民、事業者の意見が反映されるような措置を講ずるということが規定されておりますので、それらを踏まえながら策定してまいりたいと思っております。

堤委員　　非常に日本人の長い歴史の中では、いろいろな時代、時代で男女を取り巻く個別の考え方、どちらかというと日本の場合は男尊女卑という長い歴史がありましたけれども、そういう歴史観に立ったときに、男女が平等で共同して住みやすい社会をつくっていくという理念については非常に大事な部分だというふうに思うのですけれども、かといって要するに男性固有の特徴、女性固有の

特徴というのは、これはもう生理的にどうすることもできない話であって、社会を営む上において、いろいろな男女の違いによってくるそごというのは、当然性的に違うわけですから、同じというわけにはこれはいきませんよね。そういう中でお互いが、この条例の前文でもうたわれているように、男女がお互いに人権を尊重しという、男だから、女だからということではなくて、それ以前に人間としてお互い相手を尊重するという意識がそこに生まれてこなければ、これいろいろな摩擦が起こってくる話であって、私はこの条例を推進していく上において、男女という性別の違いはともかくとして、その前に、男である、女であるというその以前に人間をお互いが尊重するという意識がなければ、これはイタチごっこになってしまうと思うのです。ですから、この条例推進に当たって、そういった他者を尊敬する、尊重するという、そういうものが芽生えてこなければ、この条例の趣旨に沿った活動というのはなかなか限界があるのかなという感じがするのです。そういったことで、この前文に対する事業を進めていく上における社会の形成を目指して、いろいろな現象ごとに対処していくということはこれはもう当然必要なのですけれども、その根底にあるお互いを相手を尊重するという意識の形成、この推進に対してどのように市民に対して、事業者に対して訴えていくのか、この点についてお考えがあれば。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 やはり  
男女それぞれ生物学的な違いはありますけれども、やはり根本的

に相手を尊重していくということ、それは憲法にもうたわれているところがございます。それらについてのどう市民、事業者へ訴えていくかということにつきましては、やはり地道に啓発活動、広報、そういった中でいろいろな情報提供しながらそういった意識を醸成していく、そういったことをしていきたいと思えます。

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ討論を終結いたします。

これより議案第3号　入間市男女共同参画推進条例について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第4号　入間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

委員長　次に、議案第4号　入間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

企画部長 議案第4号 入間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

従来公務員の船員につきましては、労災保険相当部分及び雇用保険相当部分を船員保険制度で対応してまいりました。その船員保険制度の運営主体である社会保険庁が廃止されたことから、平成22年1月1日付で雇用保険法等の一部を改正する法律が施行され、非常勤である船員については地方公務員災害補償法の規定により、地方公共団体が条例により公務上の災害等について補償する制度を定める必要が生じました。このため、所要の改正を行いたいものでございます。

なお、当市におきましては船員を任命していないことから、今回の条例改正は条文の整備のみを行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

以上で提案の理由を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第4号 入間市議会の議員その他非常勤の職員の  
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について採決  
いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし  
た。

#### △ 議案上程

議案第5号 入間市一般職の職員の給与に関する条例及び入間市職員の  
勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条  
例

委員長 次に、議案第5号 入間市一般職の職員の給与に関する条例及  
び入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改  
正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

企画部長 議案第5号 入間市一般職の職員の給与に関する条例及び入間

市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とした労働基準法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例の整備を行いたいので、提案するものでございます。

改正の具体的な内容につきましては、1点目が時間外勤務手当の支給割合の引き上げで、1カ月に60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を勤務日につきましては100分の125から100分の150に引き上げ、深夜勤務、これは午後10時から翌朝午前5時まででございますが、深夜勤務につきましては100分の150から100分の175に引き上げるものでございます。また、週休日につきましても一部を除き、100分の135から100分の150に引き上げ、深夜勤務につきましても100分の160から100分の175に引き上げるものでございます。

続いて、2点目が代休時間制度の新設でございます。1カ月に60時間を超える時間外勤務手当の引き上げ分の支給にかえて、その時間数を時間外勤務代休時間に換算し、代休を取得できる制度を設けるものでございます。

また、附則につきましては、入間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、育児短時間勤務職員が1カ月に60時間を超える時間外勤務手当の取得の扱いにつきましても同様の趣旨により定めたいものでございます。

なお、この条例は平成22年4月1日から施行したいものがございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長　これより質疑に入ります。

堤委員　過去の実績から、月60時間を超える職員に該当する人数というのはどのくらいいますか。

企画部参事兼職員課長　それでは、お答えいたします。

過去のといいましても、過去にそういう統計をとっておりませんので、平成21年度の実績についてお答えいたします。60時間を、これ平成21年の4月から12月までの9カ月間でございますけれども、60時間を超えて時間外勤務をした職員は延べ47名おりました。月平均5.2人ということになります。ただ、平成21年度につきましては定額給付金の事務がございまして、特別ちょっと時間外勤務が多かったものですから、それを除きますと、月平均4.4人ぐらいになると予想しております。これが平成21年度の実績ということになります。

以上です。

堤委員　今後可能性があるという職員の場合は、選挙管理委員会の選挙事務の場合に月60時間を超えるという、そういうことが過去にありましたよね。

企画部参事兼職員課長　今具体的には把握しておりませんが、月

60時間を超える時間外勤務というのは選挙事務以外にもあるかと思  
います。もちろん選挙事務にもあると思います。

以上です。

堤委員 今お話があった定額給付金に対する事務処理のために時間外が  
ふえたという、こういう定期的なものではなくて、特別な事情が  
あるという場合にはいろいろな工夫もできると思うのですけれど  
も、通常の勤務体系の中でどうしても60時間を超えて時間外をし  
なければならぬと、その背景には慢性的な事務量の増加という、  
そういう仕事量そのものがもう慢性的にあるという中で、例えば  
時間外を超えた部分について代休制度を設けるということですが  
けれども、基本的にその職場が慢性的にもう時間外がせざるを得な  
いような背景の中で、果たして代休をうまくとれるかどうかとい  
うことが言えるかと思うのですけれども、その辺の措置について  
はどういうふうに考えていますか。

企画部参事兼職員課長 代休の取得期間というのは2カ月間ございます。

ですから、職場において繁忙期もあるし、またその後に少しあく  
時間もあるかと思しますので、基本的にはその2カ月間の間に取  
得していただくという考え方があります。

もう一点、今のご指摘のように、慢性的に1年を通じて忙しい  
のだというふうなこともあろうかと思えますけれども、そういう  
場合にももし代休を取得したいということであれば、職場内でい  
ろいろ工夫をしていただいて、とれるようにしていただくという  
ことになろうかと思えます。

堤委員　　これ一つの結果論の話ですけれども、ずっと慢性的な仕事量を処理するという背景の中で、職員の健康管理という面からすれば、どこかで休息が必要になってくるわけでありましてけれども、そういった休息がとれるシステムがもしとれるのであれば、逆に時間外をふやさないような努力を日常的にしていくというのも非常にこれは大事なことだと思うのですけれども、その辺の労務管理についてどうなのでしょう。

企画部参事兼職員課長　時間外につきましては、今のご指摘のように健康面もございますので、制度といたしましては毎週水曜日がノー残業デーということで、これはもうなるべく残業しないで帰ろうという特別な日を設けていまして、そういう運動も展開して、なるべく休みをその日だけはもう必ずとろうと、時間外をなくそうと、そういった運動もしておりますし、またどうしても慢性的に時間外がふえて、そういったノー残業デーでも残業しなければならないというような場合があれば、当然定数等の見直し等を図って、そういった慢性的にどうしても時間外をしなければならない、そういうふうな状況のところを解消していくというふうなことを考える必要があらうかと思えます。

堤委員　　もう一つの見方からすると、例えば時間内に極力仕事が終わる努力、これ職員個々のいろいろな考え方ですとか、能力だとか、そういったことにもかかわってくると思うのですけれども、基本的に課長が言うように毎週水曜日はもう残業しないで帰ろうよと、こういうのが定着していけば、日常的に水曜日以外の曜日で

もなるべくこれは時間内で仕事を切り上げると。やむなく物理的にこれはもう残業せざるを得ないというような、そういう状況であれば仕方ないにしても、努力すれば時間内でできる仕事も長い1年の中にはあるだろうと、整理すれば。そういった努力もぜひ奨励してもらいたいなというふうに思います。

以上です。

小島委員 1つ質問させていただきます。

残業をするしないは本人が決めるのか、さもなければこれはだれがするしないを決めるのか、その辺ははっきりしているのかどうか。

企画部参事兼職員課長 時間外勤務につきましては、所属長が命令をすることになっております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第5号 入間市一般職の職員の給与に関する条例及び入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時26分　休憩

午前10時37分　再開

委員長　会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第6号　入間市手数料条例の一部を改正する条例

委員長　次に、議案第6号　入間市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

総務部長　それでは、議案第6号　入間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げさせていただきます。

耐震偽装事件の教訓を踏まえまして、建築物の安全、安心の確保を図るため、建築物の安全性の確保が必要になってきます。建築基準法等の一部を改正する法律が平成19年6月に施行されたものでございます。この改正の内容でございますが、建築確認検査制度の厳格化を柱とするものでございまして、確認審査等に関する

る指針に基づく審査等の実施等によりまして、従来と比較しまして建築確認申請あるいは検査における図書内容の確認、照合作業などの事務量の増加、こういったようなものが発生しております。その事務量の増加に対応するため、建築物等の確認申請及び完了検査に係る手数料を改定するものでございます。

なお、この条例につきましては平成22年7月1日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。

吉澤委員　今回の手数料の改定ということで4項目大きくあると思うのですけれども、それぞれ件数、これまでの実績と見込みについても教えていただければと思いますが。

建設部副参事（建築担当）　主幹のほうにかわって答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

建築指導課主幹　建築確認の件数ですが、平成18年度が160件、平成19年度が124件、平成20年度が136件でございます。

吉澤委員　これは、全部でということですよ。今回の手数料改定、例えば建築物確認申請又は計画通知手数料で大体何件とか、工作物確認申請又は計画通知手数料で何件とかと、そういう内訳は今わかりませんか。

建設部副参事（建築担当）　大変申しわけございません。今手持ち資料がございません。必要ならばデータ持ってまいります。ただ、計画

通知、これはほとんど官公庁が出すものでありますけれども、ほとんど数件程度でございます。また、工作物等、擁壁等が主なものになりますけれども、これもほとんど少ないのが現実でございます。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

では、これまでの、今までの金額で確認申請の手数料の収入と、値上げによってどのくらいふえるのか、その見込みを教えてくださいと、思っています。

建設部副参事（建築担当） 申請件数、ここで若干不況の影響で今年度につきましては約14パーセントぐらい落ちてございますけれども、この落ちた分相当の件数掛けることの今回値上げする金額となります。

以上でございます。

吉澤委員 大体これまでの実績とかというのを含めて、ちょっと金額を教えてくださいと、思っていますけれども、あと新年度の金額。

建設部副参事（建築担当） 主幹のほうから答弁させます。

建築指導課主幹 今回の改正によって、収入ですが、平成20年度の同様の申請件数であった場合には、今回の改正によりまして154万8,000円の収入増となる見込みでございます。

吉澤委員 わかりました。

かなり大幅な値上げということになると思うのですが、この間も建築基準法の改正で申請がおりにるまでに時間がかかって、例え

ば現場の人が着工がおくれるとか、仕事がなくてというような混乱もあったかと思うのですが、今回の値上げによって何か心配される影響とかはあるでしょうか。

建設部副参事（建築担当） 特に値上げに関しては、確認申請の事務処理について影響はございません。ただ、ここで国土交通省のほうで確認がかなり厳し過ぎると、このような批判を受けて、見直し作業を現在行っておりまして、6月には簡素化する方向で法令、規則等の改正作業を行うということを聞いておりますので、そういうことで事務処理等については、別な観点ではありますけれども、今後申請者その他においては負担は大分軽減されるのではないのかなと、そのように思っております。

以上でございます。

吉澤委員 主にこれ恐らく建築主の負担ということになると思うのですが、そちら側への影響ということでは何かあるでしょうか。

建設部副参事（建築担当） 質問の内容がよく理解できなかったのですが、手数料の値上げに関して申請者側に何か負担が及ぶのではないのかと。これにつきましては、今回手数料の算定につきましては、平成19年度の6月の法改正以前の状況とそれ以降の状況という形で事務量等を算定してございます。そういうことで、平成19年6月の改正で事務量が大幅にふえたために手数料を改定させていただくものでございますので、この手数料は特に多目に取っているということではございません。あくまでも事務処理に係る適正な時間から算出したものでございます。そういうことで、申

請者側には申請料という形で負担の増額をお願いすることにはなりませんけれども、行政側としてはこれは適正な金額であると、このように理解してございます。

以上でございます。

吉澤委員 それから、確認申請で、例えば30平方メートル以内とかとそれぞれ段階があるのですけれども、これの内訳というのはわかりますか。大体何件とかというのは。区分ごとに。

建設部副参事（建築担当） この場におきましては、ちょっと手持ち資料がございません。以上でございます。

大体でございますか。大体ということになりますと、ほとんどの確認申請が100平方メートル前後でございます。100平方メートル前後というよりも、最近では100平方メートルを超えているものが圧倒的に多い状況がございます。ただ、中には100平方メートル以下のもの等も多少ございますので、一番多いものにつきましては大体100平方メートルから200平方メートル、これが大半でございます。そういうことで余り30平方メートル以下のようなものというのは、附属の物置等の建築等がまれに出てくる程度でございますので、余り件数に占める割合は少ない状況でございます。

あと、工作物の確認件数につきましては、先ほども申し上げましたけれども、ほとんど年あっても二、三件程度でございますので、そのような状況でございます。

あと、完了検査につきましては100パーセントの状況ではございませんので、完了検査の割合はまだ少ない状況でございます。

以上でございます。

塩屋委員 何点か確認したいのですが、1点は、今回事務量の増大等に伴っての変更なのですが、入間市の場合は特定行政庁ですから、条例つくってやっていますけれども、県下の市町村では、当然特定行政庁ではないところは県条例によって多分やっていると思うのですが、今回の事務量の算定量等については基本的には県なりで一定の方向性を出したものに準じたものという考え方でよろしいですか。

建設部副参事（建築担当） これは、総括でもご質問いただきまして、ご答弁させていただいた経過がございます。その中におきましては、今回の事務処理の算定におきましては、埼玉県が県内の特定行政庁及び限定特定行政庁、ここに事務量がどの程度増加したかと、そのようなアンケートを実施いたしまして、その集計結果に基づきまして時間を算定した経過がございます。そういうことで、その時間算定におきまして手数料を決定いたしました。それで、この手数料の改定に当たりましては、埼玉県及び近隣というよりも、県内の限定及び特定行政庁、これ一緒に同じ額で7月1日施行で改定していくと、そのような方向性を県内行政庁間で取りまとめを行いましたので、今の塩屋委員さんのご質問ではありますけれども、埼玉県内どこの市町村においても同じでございます。

以上でございます。

塩屋委員 それから、先ほどの説明にもありましたけれども、ことしの6月からいろいろ手続の緩和等が検討される予定になっているとい

うことですが、この6月時点での手続の緩和等をやると、当然書類的にも少なくなるとか、チェック項目が減るとかということもあり得ると思うのですが、その段階ではまた引き下げとかということも考えられると思ってよろしいのですか。そうではなくて、基本的に全体のかかる費用の部分を金額として算定しているのだから、6月になっても多分変わらないだろうという前提なのか、もし前提、その辺がどっちが前提になっているか、あれば教えてください。

建設部副参事（建築担当） 6月の見直しになりますけれども、これは申請者側に対しての配慮ということでご理解いただきたいと思えます。書類の簡素化であるとか、処理期間の短縮であるとか、そのような観点で緩和をする方向というふうに聞いております。ただし、行政側につきましては、やはり建物の安全性等の観点もございまして、この見直しの方針を見ても、行政側のチェックの範囲が大幅に簡素化されるという方針は一切打ち出されていない状況がございまして、そういうことで、ここで国の見直しが行われたとしても、行政側の審査に係る照合であるとか、確認作業、これは全く変化がございませぬので、手数料の改定は、見直しがあったとしても、このままで十分整合できると、そのように理解してございます。

以上でございます。

堤委員 総括でも話がありました、今の副参事のほうの答弁にもありましたけれども、事務の簡素化、要するに必要図書の見直しという

ことがこれから行われていくと思うのですけれども、一番やっばり建築主からしてみると、事務の処理がどれだけ早く迅速に進められるかというのは非常にこれ大事な話でありますけれども、例えばこれはまだ国土交通省のほうで改善案のたたき台が今出ているということなのですけれども、おおよその形というものは情報としてあると思うのです。例えば今事務処理に申請があってから許可が出るまで、例えばこのぐらいかかっていると、これが例えば3分の2の時間で処理がされるようなもし見直しがあったときに、当然そこに今まで行っている、時間をかけている内容と凝縮されるわけですから、それだけ行政としてはハードルが高くなりますよね、事務処理をするための時間的なハードルが。これらは、見込みとしてはどのくらい可能なのですか。現在の事務処理からして。

建設部副参事（建築担当） 今国土交通省のほうで見直しの方針の中におきましては、市で確認するいわゆる4号建築物、これは住宅、木造の住宅程度なのでございますけれども、それよりも大きな、特に埼玉県等で確認している内容で申し上げますと、この案件につきましては現在法定処理日数は70日ということになっているわけでございますけれども、国交省のほうではこれを35日にしていくと。それで、4号建築物、これは7日が法定処理日数ということになっておりまして、この7日については特に短縮は考えていないと。そういうことで、市のほうの事務処理時間等の短縮につきましてはございません。ただ、県等の処理につきましては処理時

間は短くなって、申請者に対する負担は軽減されます。ただ、行政のほうは、先ほど申し上げたとおり、作業時間は変わりません。ただ、決められた法定処理日数の中で処理しなければならないというノルマが発生する状況がございます。

それとあと、今までですと、ちょっと大きな訂正等があると、確認申請を一回取り下げて、出し直しをさせるというふうな手続になっていたわけですが、これらも見直しによって、若干補正で対応できる範囲を拡大しているということで、一回申請を出せば、あとは問題点等については加筆等で対応できることになると、これも申請者側の負担の軽減になると。

それから、ごくまれではございますけれども、構造計算等のダブルチェック、これは姉歯事件の教訓を受けて、二重でチェックしようと、そのような形でできた制度でございまして、この二重チェックも今までですと、まず構造の適合判定を先にして、それが終わった後に確認申請を提出しなければならぬと、このようになっていたわけですが、これが今度の見直しに基づいて、同時進行で行っていくと、そのような見直しも打ち出されておりますので、そういう意味では大分時間の短縮は図られるのではないのかなと、そのように考えております。

以上でございます。

堤委員　それと、この条例の施行日が7月1日ということなのですからけれども、実際に今の県内の状況からすると、4月1日からの施行は可能であるということですよ。これをなぜ7月に施行日を設定

したのですか。

建設部副参事（建築担当） これは、周知期間ということで約3カ月を見た経過がございます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

吉澤委員 議案第6号 入間市手数料条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の条例改正は、建築基準法の改正による建築確認審査等の事務量の増加に対応するため、建築確認申請等にかかわる手数料を本年7月1日から引き上げるものとなっています。例えば建築確認申請、計画通知手数料では、床面積の合計が30平方メートル以内のものが5,000円から7,000円に、30を超え100平方メートル以内のものでは9,000円から1万4,000円に、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものでは1万4,000円から2万4,000円に大幅な値上げとなっています。市の説明によると、値上げの理由として、耐震偽装問題を契機にした建築基準法の改定によって確認審査の審査項目が大幅にふえ、事務量が大幅にふえたとしています。事実2007年6月に施行された改正建築基準法に基づく建築確認の厳格化、厳密化によって膨大な量の設計図や使用材料の認定書等の提出が義務づけられましたが、その結果、建

築確認業務が停滞し、大きな社会問題となりました。書類上の整合性のみが優先され、設計者も審査する側も大きな労力と負担を強いられているのが現状ですが、市民の暮らしや不況が深刻化する中で、事務量の増大を理由に審査手数料を大幅に引き上げ、申請者や建築主にしわ寄せをすることは認められません。よって、本議案に反対いたします。

以上で議案第6号 入間市手数料条例の一部を改正する条例について反対の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号 入間市手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第6号 入間市手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 再開

委員長 会議を再開いたします。

## △ 議案上程

議案第7号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第7号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

### 提案理由の説明

消防長 それでは、ご説明申し上げます。議案第7号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、平成20年10月、大阪市内で発生した個室ビデオ店の火災を踏まえて、カラオケボックス等の個室型店舗における利用者の安全対策を図るため、個室型店舗の避難管理に係る条文を追加するものであり、あわせて平成19年3月の建築基準法施行令の改正に伴う条文の整備を行いたいものであります。

改正の内容は、この火災における被害拡大の要因の一つとして、避難通路の外開き戸による避難障害が問題となったことから、総務省消防庁からカラオケボックス等個室型店舗の防火安全対策が示され、これらの個室型店舗の外開き戸を自動的に閉鎖するものとする改正を行うものです。

なお、この条例は、個室型店舗の避難管理に係る部分は平成22年4月1日から、建築基準法施行令の改正に係る部分は公布の日から施行したいものであります。よろしくご審議賜りますようお願い

い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第7号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第32号 平成22年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 次に、議案第32号 平成22年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、消防所管のもの審査を行います。

消防総務課長より概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

#### 概要説明

参事兼消防総務課長 それでは、消防所管のものについて予算説明書によりご説明をいたします。

初めに、予算書20から21ページをお開き願います。それでは、歳入からご説明します。款14使用料及び手数料、項2手数料、目8消防手数料、節1消防手数料66万7,000円についてご説明申し上げます。これは、入間市手数料条例に定められている各種危険物取り扱い施設に係る検査手数料で、月平均5万5,000円を見込んだ66万円と火薬類に係る許可手数料で7,000円を見込んだものです。

次に、34から35ページをお開き願います。款21諸収入、項5目1雑入、節4雑入、上から15行目の消防団員退職報償金収入409万円は、平成21年度末に退団する消防団員で、5年以上在職していただいた方20人を見込み、消防団員等公務災害補償等共済基金からの受け入れ予定額を計上いたしました。

次に、歳出につきましてご説明します。118から119ページをお

開き願います。款9項1消防費、目1常備消防費についてご説明申し上げます。予算額13億5,019万円は、前年度対比マイナス1,974万5,000円の減額でございます。

初めに、平成22年度予算編成において、現状の事業体系、事業名をわかりやすくするために見直しを行いましたので、ご説明を申し上げます。常備消防費、大事業、消防活動費、中事業、事務費として計上しておりました被服費を新規に中事業、被服等購入費としました。同じく常備消防費の大、中事業、事務費として計上しておりました燃料費のうち、車両の燃料費を大事業、消防活動費、中事業、消防車両燃料費に科目変更し、庁舎用燃料費と光熱水費及び下水道使用料を大事業、消防庁舎管理費、中事業、維持管理費に科目変更いたしました。

それでは、概要について申し上げます。大事業、職員給与費、中事業、一般職給与12億6,230万4,000円は、職員156名分の人件費でございます。

大事業、消防庁舎管理費2,850万6,000円のうち、中事業、維持管理費2,758万7,000円は、消防庁舎用の燃料費、光熱水費、消防庁舎の清掃及び付随する設備、消防緊急通信指令施設等の保守点検委託料が主なものです。同じく中事業、修繕費54万円は、消防庁舎及び空調修繕費等を計上したものです。同じく中事業、諸工事費37万9,000円は、西武分署の給湯器つきふろがまの交換工事を行うものです。

次に、大事業、消防用設備等管理費1,781万3,000円のうち、中

事業、維持管理費347万4,000円は高圧ガス施設や消防活動用各機器の保守点検や定期点検委託料でございます。同じく中事業、修繕費608万4,000円のうち、小事業、施設等修繕費135万2,000円は、機械器具修繕料や消防用無線機器等の修繕料を計上したものでございます。同じく小事業、車両修繕費473万2,000円は、各車両の車検整備積載金、法定点検整備等を計上しました。同じく中事業、消防機器購入費231万9,000円は、空気呼吸器、エンジンカッター等の更新、また緊急車両の現場到着時間の短縮のため、現場急行支援システムを4台の救急車に整備するものです。同じく中事業、自動体外式除細動器整備事業257万3,000円は、平成19年度から市内の公共施設に自動体外式除細動器を設置したリース料を計上したものです。同じく中事業、事務費336万3,000円は、消火活動用品、救助用品、自動車用品、救急広報用品、市民災害対応訓練用品の消耗品等が主なものです。

大事業、消防活動費2,906万4,000円のうち、中事業、研修費1,007万9,000円は、消防学校等職員の研修に係る負担金及び出張旅費が主なものです。また、高度救急システム推進負担金として329万円を計上しました。同じく中事業、被服等購入費445万1,000円は、職員用の制服、活動服等を購入するものです。同じく中事業、消防車両燃料費として595万3,000円を計上しました。同じく中事業、事務費858万1,000円は、消防活動に関連する事務で、救急活動を実施をする医薬材料費、N T T回線使用料が主なものです。

次に、大事業、防火協力団体等補助金27万円は、火災予防の啓発のため、幼年消防クラブ連合会へ13万5,000円、消防少年団育成会へ13万5,000円の補助金を計上いたしました。

次に、大事業、五市消防広域化検討組織運営事業、中事業、五市消防広域化検討組織運営負担金7万1,000円を計上しました。

大事業、事務費1,216万2,000円は、事務用の消耗品、機械器具及び寝具等の借上料及び平成18年度に部分更新した消防緊急通信指令施設のリース料が主なものです。

次に、目2 非常備消防費についてご説明申し上げます。予算額7,980万6,000円は、前年度対比241万7,000円の増額となっております。

大事業、報酬、中事業、消防団員報酬3,179万7,000円は、消防団員303人に対する報酬で、団員報酬、訓練報酬、出動報酬で平成22年度より出動報酬を1日分ふやし、4日分の支給とするため、75万7,500円を増額しました。

大事業、消防団員退職報償金409万円は、先ほど歳入の諸収入で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。大事業、埼玉県市町村総合事務組合消防関係負担金76万9,000円は、消防団員の公務災害補償の負担金を計上しました。

次に、大事業、消防用施設等管理費2,145万5,000円のうち、中事業、維持管理費209万2,000円は、各分団車庫の光熱水費が主なものです。中事業、修繕費、小事業、施設等修繕費54万1,000円

は、消防団車庫の塗装及び消防無線受令機等の修繕料を計上したものです。同じく小事業、車両修繕費258万円は、消防団車両の車検整備料、定期点検整備料が主なものでございます。次に、中事業、事務費139万1,000円は、式典用の国旗一式の購入費、消防団車両の車検手数料及び自動車任意保険料、重量税、消防団車庫車両の市有物件保険料などを計上したものでございます。中事業、自動車購入費1,485万1,000円は、消防団第5分団第2部藤沢地区の消防ポンプ自動車の車両購入費及び諸経費を計上しました。

次に、大事業、消防団活動費1,245万3,000円のうち、中事業、消防団運営交付金166万5,000円と中事業、特別点検等交付金416万7,000円は、火災予防啓発のための巡回広報等の消防活動全般に対する交付金と消防出初め式特別点検、歳末特別警戒に伴う交付金でございます。同じく中事業、被服等購入費307万3,000円は、消防団員の制服及び活動服や装備品等の被服費でございます。同じく中事業、消防車両燃料費32万9,000円、同じく中事業、広報事業費45万8,000円は、新規事業で新入団員の確保が難しい状況となっていることから、広報紙の発行や各種メディアを利用した広報活動で消防団活動への理解を深めてもらい、消防団員の確保を図るための広報活動費でございます。同じく中事業、事務費276万1,000円は、消防団役員会議等の費用弁償や功労があった団員の方々への記念品及び車庫の電話料金、消防団長の交際費等が主なものでございます。

次に、大事業、女性防火クラブ運営事業87万2,000円は、女性

防火クラブ員の報酬、報償費及び運営交付金でございます。

次に、大事業、事務費837万円は、自動車用品等の消耗品、消防団員福祉共済制度負担金及び退職報償金の負担金が主なものでございます。

次に、目3 消防施設費についてご説明申し上げます。予算額3,681万4,000円は、前年度対比マイナス409万7,000円の減額となっております。

大事業、消防施設諸工事費573万5,000円のうち、中事業、防火水槽整備事業費500万円は、武蔵藤沢地区周辺土地区画整理地内に貯水量40立方メートルの防火水槽1基を設置するものです。同じく中事業、消防施設等改修工事73万5,000円は、防火水槽等の改修工事及び撤去工事費です。

次に、大事業、消防施設用地借上料619万8,000円は、市内の防火水槽、消防団借用地、分署用地等の借り上げ料を計上したものでございます。

大事業、消火栓設置費負担金657万2,000円は、水道部との協議により設置することになった消火栓18基の設置工事負担金です。

大事業、消火栓維持管理費負担金1,750万2,000円は、市内に設置されている2,290基の消火栓の維持管理費及び調整工事等負担金を計上しました。

最後に、大事業、事務費80万7,000円は、消火栓や防火水槽の標識関係や道路への水利表示塗布委託料が主なものでございます。

以上で消防関係の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　　これより質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9消防費、項1消防費について質疑を願います。

堤委員　　現場急行支援システム、総括でも消防長から河原町交差点ですが改良されるということなのですからけれども、例えばほかにも要望箇所が4カ所ですか……

〔(全体で5カ所です) と言う人あり〕

堤委員　　5カ所要望したうちの1カ所が要するに認定されたということ、河原町交差点に設置がされるわけですからけれども、この条件が片側復車線の道路をまたぐ場合の交差点ということが条件ということなのですからけれども、ほかにはないですか、該当する交差点は。

警防課長　　複数車線を横断する箇所がほかにはないかというご質問なのですが、今消防長もお答えしましたように、今回5カ所、主に国道16号の河原町交差点を豊岡整形外科病院の丸広のほうからおりてきて霞橋のほうへ、あそこの交差点はあそこ一方通行になっていますので、一方向のみが多数車線を横切るということと、あと国道16号の元渡辺石材工業の前、根通り、豊岡から金子へ行く通りのあの通りがやっぱり複数車線で1つ、それとあと国道16号でいますと、宮寺の大森の交差点の道路もやはり複数車線を横断するところで3カ所、それと今度は国道463号バイパスの藤沢の県

道川越・入間線との交差点が1カ所と、それとあと実は今回2つの車線を横断するわけではないのですが、消防署のすぐそばのふれあい橋の交差点、あそこの交差点については、国道16号は複数なのですけれども、特殊な交差点になっていますので、下をくぐるような形になっていますので、県警のほうではそこは対象外ということと言われておりますが、そこにつきましてはこれから要望をしていく予定でおります。そのほかには今考えているところが、その5カ所で今後も要望してまいりたいと思います。

以上です。

堤委員 そのうちの1カ所が今回認定されたということなのですからけれども、要するに絞られた背景というのは予算的なことなのですか。

警防課長 これは県のほうで設置の分科会がございまして、そこで検討されましたけれども、交差点の前後の状況、実は光ビーコンとって機械、装置をつけなければいけませんので、その装置をつけるようなそういった環境にも左右されるということで、その辺も県のほうで候補地をすべて下見をいたしまして、それに基づいて環境に適したところを選んだということでございます。

堤委員 そうすると、5カ所要望したうちの1カ所で残りの4カ所については、では今後逐次計画的に設置がされるのか、それとも今回の選定でちょっと条件に合わないから保留みたいな形になっているのか、残りの4カ所の状況というのは今後どうなのですか。

警防課長 県のほうでも今回入間市で要望した箇所につきましては、最後のふれあい橋のところを除いた4カ所につきましては、設置の対

象となる交差点でございますので、今後も設置される可能性は十分でございます。こちらにつきましては、県のほうも国の補助をもってやっておる事業でございますので、その予算もございまして、1年間に何カ所というような形で整備をしている状況です。

堤委員　例えば今河原町の交差点、これは両方向短縮ということなので  
すか。

警防課長　こちらは丸広からおりてきた、その走行、あそこを直進する場合、また右折する場合のみの短縮ということでございます。

以上でございます。

堤委員　過去の、例えば今までの実績でその方向での車両通過というのは件数的にはどのくらい見込めるのですか。

警防課長　平成21年中の実績でございますが、河原町の交差点につきましては、狭山病院さんへの搬送のルートが主でございまして、59件  
ございます。

堤委員　そうすると、霞橋のほうへ直進のケースというのはどのくらい  
あるのですか、この59件のうち。

警防課長　そちらについては、今回調査してございません。

委員長　ほかにございませんか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

質疑は簡潔に願います。

山本議員　では、委員外議員のほうから4点ほど質疑をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず1点、職員給与費の関係で常備消防の職員定数について、現状に対する評価、過不足感というのはどのような感じになるのか、ご所見をお伺いしたいというのが1点、これについてはあわせて現状、協議が進んでいる5市の消防広域化との関係で、今後の職員定数の動向についての見通しもあわせてご教示いただきたいと思います。

2点目、消防庁舎の管理費の関係で関連で伺いますが、本署の消防本部庁舎について大変心配をしておるのですが、耐震性はいかがなっていますでしょうか。その点について、現状の評価と今後の展開どうされていくのか、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

3点目として、消防活動費のうち研修費について、新年度の消防職員さんの研修の概要について、特にお示しいただくことがあればお示しをいただきたいというふうに思います。

最後に、常備、非常備、それぞれの消防用設備施設等の管理費の関係で、エンジンカッター等の災害対応用の機械器具の整備についてご説明があったのですけれども、これらの各種災害対応用の機械器具等の更新整備について、現状と今後のご予定についてお示しをいただきたいと思います。

以上、お伺いをいたします。

参事兼消防総務課長 それでは、1点目と2点目、3点目の質疑のお答えを申し上げます。

まず、1点目の常備消防の職員数について現状に対する評価は

いかがかと、また5市消防広域化との関係で今後の見通しはいかがかとのご質疑にお答え申し上げます。消防職員の定数は157名で現在156名、1名不足しておりますが、職員が一丸となって火災等の災害から市民を守るために、それぞれの立場で業務に当たっておりますので、現在のところは支障はございません。

それと、消防広域化の見通しについてでございますけれども、これから広域化の協議の中で決定されることとなりますけれども、現在の消防力が低下することのないように進めていきたいと思っております。

続きまして、2点目の消防庁舎耐震性について現状はいかがか、また今後の展開はいかがかのご質疑にお答え申し上げます。消防本部の耐震性につきましては、消防本部庁舎の一部、これは西棟の建物ですけれども、こちらが昭和56年5月31日現在、これ旧耐震基準に建てられた部分で、耐震化されていない状態でございます。それで、今後は入間市建築物耐震改修促進計画に基づきまして検討していきたいと思っております。

次に、3点目の職員研修の概要について、今年度はいかがかのご質疑にお答えいたします。平成22年度は消防大学校へ2名、それと県の消防学校へ17名、それと救急救命士の養成を行うための埼玉県救急救命士養成所に1名の入校を予定しております。研修につきましては、今後も消防職員の資質の向上を図るため、積極的に派遣していきたいと思っております。

以上です。

警防課長 では、災害対策用の消防資機材の更新整備についてということ  
でございますが、常備の消防署については資機材も出ていまして、  
空気呼吸器、エンジンカッター、化学防護服、防毒衣であるとか、  
あと油圧式の大型の救助器具、あと照明器具等、たくさんの機材  
を所有しております。こちらの更新整備につきましては、それぞ  
れの機材の耐用年数がございますので、その耐用年数を考慮に入  
れまして、それぞれの整備更新計画を立てまして、それを実施計  
画に計上し、実施計画に基づいて計画的に更新整備を図っておる  
ところでございます。

また、非常備消防団の機材でございますが、消防団員につつま  
しては基本的には消火活動を主に考えた機材でございますが、消  
防署のような空気呼吸器等については積載してございません。で  
ますので、その機材の更新につきましては、今は車両の更新とあわ  
せて最新のものに更新をしているところでございます。

以上でございます。

委員長 以上で歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款21諸  
収入のうち所管のもの、歳出の款9消防費、項1消防費について  
質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものの質疑は終了いたしますが、各部所管の  
ものの審査が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のものの審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

概要説明

秘書課長 それでは、秘書課所管の予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

秘書課におきましては歳出のみでございますので、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち秘書課所管のものにつきまして主要内容をご説明申し上げます。

予算説明書でございますが、40ページ、41ページをお開きいただきたいと思っております。内容につきましては、41ページの下段となります。

では、まず秘書課の予算は、大事業の有功表彰事業費及び秘書事務費でございまして、予算総額は754万5,000円で、平成21年度当初予算と比較いたしますと、額にして56万3,000円、率にいたしまして6.94パーセントの減となっております。そのうち有功表彰事業費は48万8,000円でございます。中事業、報酬につきましては、入間市表彰条例に基づきます表彰審査会委員9人分の報酬、中事業、有功表彰関係費につきましては、年の初めに開催しております入間市表彰式並びに賀詞交歓会に係る経費を計上さ

せていただいております。

次に、秘書事務費でございますけれども、705万7,000円でございます。そのうちの中事業、市長交際費につきましては、前年度に比較いたしまして10万円、率にして5パーセント減の190万円を計上いたしております。また、中事業、事務費につきましては、主なものといたしまして、市長、副市長等の県外行政視察などに伴う特別旅費を62万6,000円、全国市長会、埼玉県市長会などの負担金を195万2,000円計上いたしております。

以上が一般管理費のうちの秘書課所管のもの概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

広報広聴課長 広報広聴課所管の平成22年度予算の概要についてご説明申し上げます。

最初に、歳入について主なものをご説明します。お手元の予算事項別明細書の31ページ中段の説明欄をごらんいただけますでしょうか。款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち、入間ケーブルテレビ株主出資配当金の18万円でございます。入間ケーブルテレビからは、平成10年度から11年連続となります。入間市の持ち株120株に対する1株当たり1,500円の配当金を見込みました。

続きまして、事項別明細書35ページの説明欄をごらんいただけますでしょうか。款21諸収入、項5雑入、目1雑入のうち、説明欄の下から4番目の有料広告掲載料263万2,000円でございますが、この金額のうち220万円についてホームページのバナー広告

掲載料と広報いるまの広告掲載料を見込みました。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出について概要をご説明申し上げます。予算事項別明細書42ページ下段と45ページの上段をごらんいただけますでしょうか。款2総務費、項1総務管理費、目2広報広聴費となります。広報広聴費は、市民憲章推進費、広報費、広聴費、平和都市宣言推進啓発費の4つの大事業で構成されています。平成22年度の当初予算額は5,479万3,000円となり、前年度当初予算よりも576万8,000円の減額、率にして9.5パーセントの減となっています。この減額は、広報費の広報発行費の減額が主なものでございます。

広報費につきましては5,374万9,000円で、前年度当初予算よりも576万7,000円の減額となりました。広報費は6つの中事業がございます。広報費のうち広報紙発行費2,177万8,000円については、広報いるまの発行に要する事業費ですが、前年度当初予算対比546万6,000円の減額、率にして20.1パーセントの減です。減額の大きな理由は2つございまして、1つは広報いるまの印刷製本費が平成21年度に契約単価が下がったため、その実績をもとに算出したことによる事業費の減額でございます。2つ目は、パソコンによる広報編集等に使用しておりますDTPシステムについて、来年度リースアップする現行システムを再リースすることによりまして生じる使用料及び賃借料の減額でございます。

テレビ広報制作費につきましては793万4,000円です。前年度と

同様に入間ケーブルテレビを媒体とし、映像を通してさまざまな市からのお知らせ等を毎週1本制作しまして、年間46本、15分番組を制作しまして、週14回放送します。また、30分特別番組を年間1本作成します。

次に、コミュニティFM広報放送費の1,770万7,000円は、エフエム茶笛による放送委託料で、委託仕様については前年度と同様に5分間の定時番組を1日5回、そして20秒のスポットCMを1日1回放送するものです。

平和都市宣言推進啓発費68万7,000円につきましては、入間市平和都市宣言の趣旨に基づいて継続している事業です。広島市平和記念式典への市民派遣、平和バスツアー、平和記念資料展の開催、平和ポスターコンクール、そして平和を願う講演会などに係る経費でございます。

以上で、広報広聴課が所管します予算の概要についての説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

企画課長 それでは、企画課所管の予算の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、予算事項別明細書の24、25ページをごらんいただきたいと思います。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10特定防衛施設周辺整備調整交付金5,000万円でございますが、これは特定防衛施設が所在する市町村に交付されるもので、この交付金の使途といたしましては、平成22年度につつま

しても加治丘陵さとやま計画に基づく自然体験区域保全用地取得事業、この事業の用地取得費等々に充てる予定であります。

次に、予算説明書の28から29ページをごらんいただきたいと存じます。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節5統計調査費委託金7,136万9,000円、この委託金につきましては、県からの委託を受けて実施いたします各種統計事務に対する委託金でございます。この委託金につきましては、歳出の64ページ、65ページ、款2総務費、項5統計調査費、目2基幹統計調査費7,434万円、この説明欄の大事業でございますが、工業統計調査等、そしてさらに大事業の周期調査として5年ごとに行われる国勢調査に要する経費に充当する予定であります。

続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。ページが前後いたしまして大変恐縮に存じますが、事項別明細書の46、47ページをごらんいただきたいと存じます。款2総務費、項1総務管理費、目8企画費でございます。この企画費につきましては、この中の大事業といたしまして、男女共同参画推進費1,623万1,000円が主なものでございます。このうち、中事業の報酬52万8,000円につきましては、男女共同参画推進条例に基づく推進施策の調査審議を行う男女共同参画審議会、これを開催するための委員15人、5回分の報酬でございます。同じく中事業の男女共同参画推進費564万4,000円、これにつきましては、第2次いるま男女共同参画プランに基づく事業の実施、それから次期プラン策定に向けての市民意識調査の費用を計上いたしました。

このほか、説明欄の最初のところに掲げてございます大事業の政策推進事業、予算総額では179万3,000円でございますが、この中に今後の公共施設の有効活用を行うため、施設を通じて行われるサービスのあり方、建物利用状況、運営状況などを具体的に客観的に可視化したデータを作成するために、主催団体が行います研究会に参加をするための費用を盛り込まさせていただきました。

以上で企画課所管の歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

財政課長 財政課所管の予算の主なものについてご説明いたします。

まず歳入ですが、予算説明書14から15ページをお開きいただきたいと思います。初めに款2 地方譲与税であります。項1 地方揮発油譲与税は、昨年地方税法等の一部改正により、地方道路譲与税が名称変更となったもので、前年度は地方揮発油譲与税と地方道路譲与税が2本立てで交付されておりましたので、2つの合計の前年度決算見込額の97.4パーセントの9,300万円を、項2 自動車重量譲与税は前年度決算見込額の97.9パーセントの2億4,640万円を、それぞれ地方財政対策及び前年度の交付状況を参考に積算し、計上させていただきました。

次に、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金は、それぞれ地方財政対策を参考に積算し、利子割交付金は前年度当初予算額の71.7パーセントの6,450万円を、配当割交付金は前年度当初予算額の33.8パーセントの1,620万円を見込み、計上いたしました。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金であります。平成19年度より3月交付のみとなったことによりまして、積算には大変苦慮しているところでありますが、当初予算の積算に当たっては、地方財政対策を参考に前年度決算見込額の72パーセントの720万円を見込み、計上いたしました。

次に、款6 地方消費税交付金は、前年度の交付状況及び地方財政対策に掲げられた政府の経済対策等を考慮し、前年度決算見込額の4.5パーセント増の12億6,000万円を見込み、計上いたしました。

続きまして、款7 ゴルフ場利用税交付金は、前年度交付状況を参考に、前年度と同額の5,500万円を計上いたしました。

次に、16から17ページの款8 自動車取得税交付金は、前年度の交付状況及び地方財政対策を参考に、前年度決算見込額の10パーセント程度減の1億2,620万円を計上いたしました。

款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金は、過去の収納状況や政府の予算案を考慮し、前年度決算見込額と同額の5,900万円を計上いたしました。

次に、款10項1 地方特例交付金は、平成18年度、平成19年度の児童手当の制度改正に伴う地方負担の補てんに加え、子ども手当創設に伴う地方公務員に対する子ども手当及び所得制限廃止による地方負担の補てん財源として、説明欄にありますように児童手当及び子ども手当特例交付金を1億3,700万円、また平成18年度の税制改正及び平成21年度の税制改正による住宅ローン減税によ

る減収の補てん及び自動車取得税の減税による減収の一部補てん財源として減収補てん特例交付金を1億5,484万円見込み、項1の地方特例交付金としては、前年度対比1億899万5,000円増の2億9,184万円を計上いたしました。

また、特別交付金につきましては、減税補てん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金で、平成21年度で措置期間が経過し、廃止されましたので、廃項といたしました。

次に、款11地方交付税は、地方財政対策を基本に積算し、基準財政収入額が需要額を上回ると見込まれることから、引き続き普通交付税につきましては不交付と見込み、特別交付税のみを計上いたしました。特別交付税につきましては、前年度決算見込額と同額の2億5,300万円を見込み、計上いたしました。

次に、款12交通安全対策特別交付金は、前年度の交付状況から前年度と同額の2,250万円を計上いたしました。

次に、ページが飛びますが、30から31ページ、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金ですが、市税等に減収が見込まれましたので、十分事務事業を精査した結果、なお不足する額を補てんするため、財政調整基金から4億円を繰り入れることとしたものであります。

次に、32から33ページの款20繰越金は、前年度の収納状況あるいは歳出の執行状況等を考慮し、6億円を計上いたしました。

歳入の最後になりますが、34ページから37ページにかけての款

22項1市債、目7土木債、目8消防債及び目9の教育債につきましては、地方道路等整備事業ほか9件の適債事業を見込んだものであります。

また、目13臨時財政対策債は、地方財政対策を参考に前年度実績額の25パーセント増を見込み、前年度当初予算対比で8億8,153万5,000円増の21億6,746万6,000円を計上いたしました。この結果、市債総額では前年度対比10億6,193万5,000円増の35億4,886万6,000円の計上となりました。

以上で歳入の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、歳出ですが、予算説明書の144ページから145ページをお開きいただきたいと思います。款11項1公債費、目1元金、説明欄、大事業の償還元金28億9,107万4,000円は、昭和60年度から平成21年度までに借り入れた市債の償還金の元金分を計上させたものであります。

次に、目2利子、大事業、償還利子4億7,949万4,000円は、昭和60年度から平成21年度までに借り入れた市債の利子の償還金であります。また、一時借入金の利子として363万7,000円、繰替使用等償還利子として28万5,000円をあわせて計上させていただきました。

次に、146ページから147ページの款12諸支出金、項2諸費、目1水道事業会計返還金960万円は、水道事業会計からの借り入れに係る利子を計上したものであります。

最後に、148ページから149ページの款13項1目1予備費5,000万

円につきましては、緊急的な予算外の支出に対応するため計上いたしました。

以上で歳出の説明を終わりとさせていただきます。

次に、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第2条、債務負担行為及び第3条、地方債につきましては、同じく予算書の7ページから8ページの第2表及び第3表により説明させていただきます。初めに、7ページの第2表、債務負担行為がありますが、土地開発公社に対する用地取得の債務負担行為4件の合計額5億4,553万円と、土地開発公社の自主用地の取得分2億円を追加しまして、7億4,553万円を債務保証限度としたものであります。

次に、8ページの第3表、地方債につきましては、地方道路等整備事業ほか9件の適債事業と臨時財政対策債の借り入れ予定合計35億4,886万6,000円を計上いたしました。

大変申しわけありません。また1ページにお戻りいただきたいと思います。第4条、一時借入金につきましては、借り入れ最高額を30億円と定めたものであります。

また、第5条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法の規定によりまして、人件費に係る予算額に過不足が生じたときに、同一款内であれば各項間の流用ができる旨の定め書きであります。

以上で財政課所管の予算の主なものの説明を終わりとさせていただきます。よろしく願いいたします。

参事兼職員課長 それでは、職員課所管のものについてご説明申し上げます。

初めに歳入でございますが、予算説明書33ページをお開きいただきたいと思っております。款21項5目1雑入、説明欄の一番下の枠でございます。上から2番目の雇用保険料被保険者負担金708万1,000円は、嘱託職員及びパート職員の雇用保険に係る本人負担でございます。

続きまして、歳出でございますが、41ページをお開き願いたいと思っております。款2項1目1一般管理費のうち職員課所管のものについて、前年度と比較して大きく変化しているものについてご説明申し上げます。大事業の職員給与費22億4,840万1,000円は、前年度当初予算対比2,080万1,000円の減額となっておりますが、その主な要因は、職員の減と昨年的人事院勧告による給料表及び期末、勤勉手当の支給月数の改定によるものでございます。なお、説明欄にはございませんが、職員給与費の中の職員手当でございますが、子ども手当といたしまして7,778万円を計上しております。また、厳しい財政状況にかんがみ、引き続き市長、副市長の給料の減額及び課長職以上の管理職手当の削減を継続しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 ここで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時59分 再開

委員長 それでは、午前中に引き続きまして会議を開きます。

先ほど概要説明がございました。これより質疑に入りたいと思います。

まず、歳入の款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策特別交付金について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、これより委員外議員の質疑に入ります。

質疑は簡潔に願います。

山本議員 では、款11項1目1 地方交付税の関係で1点だけお伺いいたします。

本案において4億1,000万円何がしの歳入超過、財源超過ということで、ことしも不交付であるということでご説明がありました。平成18年度に不交付になってから、もうこれで5期連続ということになりますけれども、今後の受け入れ見通し、普通交付税の。その部分についてのご見解を賜りたいというのが1点。特に国の地方交付税特会の関係、折半財源の返済が始まりますので、交付税総額が平成28年度以降、さらに割り込んでくるというふう

に聞き及んでおるところなのですが、中長期にわたって普通交付税の動向についてのご見解をお聞かせください。

以上です。

財政課長 地方交付税の今後の見通しということですが、今回平成22年度の交付税特別会計の動向を若干ご説明させていただきながら、今後の見通しについてご説明させていただきたいと思います。

今回の平成22年度の交付税特別会計におきましては、やはり景気の低迷等によりまして法定五税の収納が前年度対比で約20パーセントほど減額になっております。反面、地方でいう臨時財政対策債に相当する国の一般会計からの加算であります臨時財政対策加算がその他の項目も含めて国の一般会計から加算措置される経費が前年度対比では78パーセントほど増額になっております。したがって、交付税特別会計における入り口ベースと通常言われているのですが、国の一般会計から交付税特別会計へ入る金額につきましては、17兆945億円ということで前年度より6.1パーセントの増となっております。

一方、交付税特別会計から地方公共団体のほうへ交付される通常出口ベースの関係ですが、これにつきましては交付税の特別会計で借り入れた支払い利子などの差し引きがありますので、総額では16兆8,935億円、前年度対比6.7パーセントという形になっております。それらをもとに、今回平成22年度の入間市における地方交付税を算定したわけですが、算定項目では昨年創設されました地域雇用創出推進費というのが廃止をされました。そのかわり

に新たに地域活性化雇用等臨時特例費というものが創設されたわけですが、地方財政対策をもとに算出しましたところ、基準財政需要額では当市の場合、前年対比で2.6パーセントの減、さらに今回振りかえ財源であります臨時財政対策債が25パーセントという前年度対比で増額になりました。これらを引きますと、振りかえ後で基準財政需要額は5.3パーセント減の167億2,000万円程度に見込まれました。

一方、歳入といいますか、基準財政収入額ですが、法人税割を含めた全体で減少傾向にあるわけですが、前年度対比4.1パーセント減の171億3,000万円ほどの見込みができましたので、結果基準財政収入額のほうが需要額を上回ったということで、今回も不交付とさせていただいたものであります。

今後の見通しにつきましては、今政府のほうで地方と国との役割分担の見直しと、あとそれに伴って国と地方間の税源配分の見直しを行うという話を地方財政対策のところでもやられていますので、それらの結果で今回の臨時財政対策債という振りかえの措置が見直しされれば、また話が別なのですが、現状の臨時財政対策債への振りかえが続くとなると、またしばらくの間、普通交付税につきましては不交付が見込まれるという予測はしております。

以上です。

委員長 以上で款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴル

フ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、款9国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10地方特例交付金、款11地方交付税、款12交通安全対策特別交付金についての質疑を終結いたします。

次に、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについて質疑を願います。

吉澤委員 予算書の27ページの埼玉県分権推進交付金の概要について教えてください。

企画課長 それでは、お答えを申し上げます。

この分権推進交付金でございますが、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に規定する移譲事務の処理に要する経費として交付されるものです。今までいろいろな事務が市のほうに移譲されてきたわけですが、平成21年度は移譲対象事務93事務に対し65事務、このときに1,770万2,000円が交付金として交付をされました。平成22年度につきましては、消費生活関係の3つの事務が加わりまして、具体的に申し上げますと特定商品を計量販売する者の監督、それから品質表示の適正化、電気用品販売店の立入検査、こういったようなものが市のほうに移譲される予定であります。この交付金がおおむね現状の予算ですと計上させていただきました金額で交付されるだろうということで今回計上させていただきました。

この交付金の算出の仕方については、県で行っていたときの事務が参考になって、それが実際に市におりてきたときにどの程度の費用がかかるかということで算出をされているわけですが、実

態といたしますと市で行っているものと全く一致するという  
ことではございません。今後は受け入れ態勢の問題もありますので、  
なるべく市民生活に直結するような内容の事務を市のほうで受け  
入れていくと、そういう方針でおります。

以上で答弁とさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員の質疑に入ります。

質疑を簡潔に願います。

山本議員 では、2点通告していたうちの後のほうは今ご答弁いただきま  
したので、1点だけ。

予算説明書の国庫支出金の24ページ、特定防衛施設周辺整備調  
整交付金なのですが、基本的な現状の考え方については総  
括質疑でご答弁いただいたところなのですが、住民の利便性向上  
に資する分野ということでたしか今法律改正かかっているかと思  
うのですが、その内容についておわかりになる範囲でもう  
少し詳しくご例示をいただけるとありがたいと思いますので、そ  
れだけお願いします。

企画課長 それでは、現状で知り得ている情報ということでお答え申し上  
げます。

今までの公共用の施設の整備に加えて、いわゆるソフト事業と  
いう表現になっておりますが、具体的に申し上げますと医療費の  
助成、小学生以下の医療費、妊産婦健診費、次がコミュニティバ

スの運営費助成、これは福祉バスの運営費等とされております。  
それから、もう一つが学校施設等耐震診断費の助成、小中学校校舎等の耐震診断費等ということでございます。しかしながら、この件につきましても防衛省のほうの確認の中ではまだ例示ということで、現在審議中ということでございますので、内容に関しましては確定しているものではないということでございます。

以上です。

委員長 以上で款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち所管のもの、款19繰入金のうち所管のもの、款20繰越金について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員の質疑に入ります。

質疑を簡潔にお願いいたします。

山本議員 財政調整基金繰入金の関係で1点だけお伺いいたします。

一部ご答弁を総括でいただいていたかもしれないのですが、今期の当初予算で4億円の繰り出しを予定されているわけですが、期末の基金現在高の見通しがいかなるか。非常に財政厳しいというふうに理解をしておりますが、当面の財政対応についていかなるのか、そのご所見をお伺いいたします。

財政課長 当初予算で4億円の繰り入れを予定しておりますので、平成22年度末の現在の状況での残高見込みですが、約6億4,000万円程度の残高になると見込んでおります。また、今後財政運営を考

えますと大変心もとない残高でありますので、市民サービスとのバランスということも考慮しなければならないと思いますので、それらを考慮しながら、今後の財政運営のために財源的に余裕ができた段階では繰り戻し等を行っていきたいと考えております。

以上です。

委員長 以上で款17財産収入のうち所管のもの、款19繰入金のうち所管のもの、款20繰越金についての質疑を終結いたします。

次に、款21諸収入のうち所管のもの、款22市債について質疑を願います。

吉澤委員 総括質疑でもあったかと思うのですが、臨時財政対策債についてなのですけれども、もともと国が交付税で面倒見るというものだったのですけれども、入間市は不交付団体になったということで、この間国に対して何らかの形で手当してほしいということに要望していたということだったのですけれども、その後これについては何か回答などあったのかどうかお聞かせください。

財政課長 私どものほうでは、以前ご答弁させていただいたように、臨時財政対策債の元利償還については、後年度負担については国が面倒見るということで、別の手だてで何かというような要望しておいたわけですが、それに対する回答は特段ありません。

吉澤委員 わかりました。

それから、発行額なのですけれども、今後の増減についての見通しはどのようにお考えでしょうか。

財政課長 この臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定上国が

入間市の行政需要に必要な額として認めたものの一部を臨時財政対策債として振りかえている関係がありますので、現状の厳しい財政状況では発行せざるを得ないと。今後このような臨時財政対策債としての財源措置等が続くとなれば、残高については増額傾向が免れないのかなと考えております。ただ、今回地方財政対策においても地域主権を念頭に国と地方との役割分担の見直しとあわせて財源配分の見直しをされるという項目がありましたので、それらとあわせてこの辺の措置等も検討していただけるのかなという形で、それと地方財政対策においては平成22年度限りというような表現も使われておりますので、何らかの措置がされるのかなと。発行に当たっては、平成23年度以降は今現在私どもは詳しい資料はないということです。

堤委員　市債の関係ですけれども、今年度の公債費については約33億7,000万円程度の公債費が計上されているわけですけれども、基本的に、いろいろな諸事情があるにしても、将来的な後年度負担を軽減するという意味においては、公債費の範囲内に市債は抑えるという考え方もあると思うのですけれども、そういった将来的な財政負担ということを見ると、確かに収入が厳しくて、なおかつ増大する市民ニーズに少しでもこたえようというためには、それなりの財源の確保というのは必要だと思うのですけれども、それはある意味では社会的な現象ですから、将来税収が多少でも伸びてくれば運営上は楽になると、収入の確保はそれだけ楽になると、これは当然のことなのだと思いますけれども、財政が厳しいから、

では財源確保を借り入れに頼っていいのかということも一概には言い切れない部分があると思うのです。ですから、そういう意味において今回の予算については33億7,000万円の公債費に対して35億円、要するに公債費を上回って借り入れをするというこの辺の基本的な姿勢、確かに借りなければ組めないという部分あるのでしょうかけれども、一つの判断基準として公債費比率の上限の範囲内であれば当然許されることなのですからけれども、長期的な健全財政ということから考えれば、その辺の入間市独自の基準というのかな、そういうものがあってしかるべきだと思うのです。ですから、一般的にわかりやすい判断をすれば、市債の発行については公債費を上回らないというのも一つの判断基準だと思うのですが、その辺の内容についてはどういう考えなのでしょうか。

財政課長 ただいまご指摘いただきました市債の発行額につきましては、私どものほうも公債費の範囲内という目標は持っております。ただ、今回それを上回ってしまった増額要因としましては、一番大きいのが臨時財政対策債の増額と。その発行に当たりましても一つには今回税の景気低迷による落ち込み等がありましたので、財源確保という意味から発行せざるを得なかった部分もあります。今後の発行につきましては、やはり今堤委員さんご指摘のように、市債の残高あるいは財政指標であります実質公債比率等を注視しながら発行の額を定めていきたいと思っております。

以上です。

堤委員 それと、もう一つ、発行の中身ですね。将来的な例えば投資

的経費に向ける発行であれば、これは受益があるわけですから、当然ある程度後年度負担ということもやむを得ないと思うのですが、ただ市債の発行が消費的経費に回される部分がどのぐらいの比率になっているのか、このことによっては経常経費が比率が要するに下がらないと。今回の総括でも市長の答弁だと93.1ですか、これは国の標準的な指針からしたら大きく上回って上どまりというのですか、高い水準で推移しているという。これは、結局は消費的経費に相当なウエートがあるのではないかという見方もできると思うのですが、今回35億4,800万円の市債の発行のうちに投資的経費と消費的経費の内訳というのはどのぐらいの比率になるのですか。

財政課長 今経常収支比率のお話が出たと思うのですが、その段階では今回のといいますか、臨時財政対策債については全額対象になっております。経常収支一般財源というふうな形での対象にはなっておりますので、お答えとしましたら臨時財政対策債相当額がその額になります。

堤委員 ということは、国が認めている債券ですから、これは胸を張って借りられるということなのではございますけれども、これを要するに頼っている限りは経常収支比率というのは下がっていかないわけですよ、基本的には。

財政課長 臨時財政対策債につきましては歳入の形になりますので、経常収支比率を上げる要素ではないということになりますので、ご了解いただきたいと思いますが。

堤委員 額そのものはそうです。だけれども、それは何かに使われていくわけですから、それが投資的経費ではなくて消費的経費であれば当然経常収支比率の押し上げになっていくわけでしょう、結果として。それが支出されれば。ですから、この額が高ければ高いほど経常収支比率を要するに上どまりさせるという要因になるわけですから。そういうことですよ。ですから、そういった借入れをするときに財源が不足するから、やむなく借りるのでしようけれども、そういった要因がある以上は将来的な健全財政、また将来の住民の行政需要に対してどうこたえていくかというのは、ある程度この数字を下げていかなければ新規の事業の展開というのはできないわけですから。

ですから、ある見方によれば全体的な予算規模を景気の動向とあわせてある意味では抑えていくということも必要でしょうし、全体の予算を抑えるということは不足分をそれだけ借りなくても済むという、そういうことにもなりますし、また予算を抑えれば逆に住民の要望にこたえられないというイタチごっこということになってしまうかと思うのですけれども、これはやっぱり将来的な財政負担、私たちが今生きている段階での負担ということではなくて、これから生まれてくる人たちにも負担をお願いすることですから、そういったことからすればその負担は極力低いほうがいいということが言えますよね。

ですから、ある程度の水準で借入れは考えていくと。基本的に公債費の範囲内で借入れるという考え方を持っているという

ことなのですけれども、持っているのであればそれなりのやっぱり創意工夫をして、その判断は守っていかなければいけないというふうに思うのです。それは、特殊な事情があって今年度はこうだと、そういう言い方をしていくとこれはまた際限のない話になってしまうのであって、きちとした基準があるのであれば、その範囲で努力するというのもやっぱり必要なことなのではないかというふうに思うのですけれども、そうできなかった要因というのは何ですか。

財政課長 確かに市債の発行に当たりましては、堤委員さんご指摘のように将来の負担という課題が残ります。私どものほうとしましては、やはり市民サービスとの兼ね合いといいますか、その辺も考えながら今回発行せざるを得なかったわけですが、増額になってしまったといいますか、それを充てなければならなかったという一つの要因としましては、義務的経費でよく言われる人件費あるいは交際費については減少傾向にあるわけですが、扶助費につきましては子ども手当の増額分を除いたとしましてもやはり4億円近くの増額が出てしまいました。その中を分析しますと、現下の厳しい経済情勢から生活保護の扶助費等が伸びていると、それと保育所の児童保育の実施委託等も伸びたということで、また市税等も減少したということで、やむを得ず全額発行見込額を計上させていただいたものであります。

堤委員 それはわかるのです、現状は。だけれども、投資的経費というのは将来の人も受益があるというものがあるのです。だけれども、

消費的経費というのは直接将来の人は受益がないのです。消えてしまうものですから。ですから、そういった発行については後年度負担だという威張った言い方はできないのです、基本的には。ある意味では前倒しで使ってしまうわけですから。だから、そういう発行については投資的経費とはきちっと分けてやっていく必要があると思うのです。その分はやはりこれは行政の執行の中で努力しなければいけない部分だと思うのです。そうですね。今生きている人は確かに受益あります、事業を執行すれば。だけれども、消えてなくなるものというのは将来の人は全く負担だけが残るといいますから、その辺はきちっと立て分けをしてやっていく必要があると思うのです。ですから、基本的に市の姿勢としては公債費の範囲内という姿勢があるのであれば、これは極力守っていただきたいと。それ以上に必要な財源については、行政努力の中でどこまでいろいろな経費の切り詰めとか努力によって生み出していくかというのは、翌年度に効果が出てくるということになれば、1年間のずれは生じても、例えば前倒しで4億円の消費的経費が使われたと、これは借り入れですよと、その借り入れた部分についての翌年度の事業の中で埋め合わせをするような努力が継続してあるのであれば、それは単年度の措置としてはやむを得ないとも言えるかと思うのです。ですから、そういう努力をぜひやってほしいなというふうに思います。

以上です。

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長     なければ款21諸収入のうち所管のもの、款22市債についての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費について質疑を願います。

吉澤委員   行政改革前期実行計画プランの実行計画についてなのですけれども、本年度実施あるいは具体化していくために検討されるものについて教えてください。

企画部次長兼副参事（総合政策担当）   歳入としましては、1点、テニスコートの使用料の見直し等があります。これらについておおむね200万円弱を見込んでおります。195万6,000円程度。歳出につきましては、現在検討中のところで情報システム関係、専門職的なところがあるので、その辺の派遣なり専門職を外から委託なりでお願いするという、あと武蔵中の給食センターのセンター化については、いつからということではなく検討をしていくという、平成22年度検討するという事です。あと各扶助費等で国、県の規定がないもの、市単独のもの、あと同じくシルバーサービス等のことについてもまだ検討していく段階ですけれども、検討していくということ。あと移動図書館について運営方法についても検討していく必要があるだろうということと、あと給食関係について食数が減っていますので、その辺の調理員の配置状況、これら

について平成22年度ここまでやるとかという話ではございませんが、検討の材料として検討していくというような目標でございます。

吉澤委員 この計画つくったときと比べて国全体の情勢、あるいは政権がかわったりということもあると思うのですが、それを受けて計画の中身自体も見直していく必要もあるのかなと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

企画部次長兼副参事（総合政策担当） ただいま前期実行計画が平成23年度までということで、平成24年度以降は後期実行計画になります。確かに政権交代で財政状況とか国と地方の関係が今後どのようになってしまうかというのはまだ確実に見えてこないところがございます。考え方としては、ちょうど平成24年度後期実行計画をそろそろ考えなくてはいけないのですけれども、その時期と国の現在の体制が判明してくる時期が大体同じぐらいになるのかなと考えております。その中で国の制度等をうまく取り込むなりして後期の実行計画は考えていく必要があるかと考えております。

吉澤委員 わかりました。

続いて、入間市の正規職員と非正規で嘱託、パート、再任用とあると思うのですが、その人数をそれぞれ教えていただけたらと思います。

企画部参事兼職員課長 平成21年度実績になりますけれども、正職員が1,038人、それから嘱託職員が250人、それからパート職員が359人、これは月々変わるものですから、嘱託、パート。正職も

退職される方もおりますし。4月1日現在ということでお考えいただきたいと思います。

以上です。

吉澤委員 今自治体職員の非正規化という問題もあると思うのですけれども、入間市では正規職員と非正規の割合というのはどのように変化しているのかというのと、あと今後の見通しについても教えていただきたいと思います。

企画部参事兼職員課長 割合といいますか、人数ですけれども、これにつきましては傾向としましては年々微増しているといいますか、ふえている傾向でございます。ただ、著しくというふうなことではない。ふえても1けたぐらいかなというところでございます。

今後の見通しといいますと、定数の関係になりますので、定数管理につきましては企画課ということになりますけれども、職員課の範囲で申し上げますと、時間外手当等もございすけれども、なるべく嘱託、パート職、そういった臨時職につきましては極力抑えたいというふうな考えは持っております。また、今後の見通しにつきましては、企画課のほうで総員適正化計画等を制定しておりますので、そちらのほうになるかと思ひます。

以上です。

吉澤委員 今官製ワーキングプアという、自治体職員、特に非正規職員になると思うのですけれども、そういった方の貧困化というのも問題になっているのですけれども、入間市の非正規職員の時給とか待遇というのはどうなっているか教えてもらいたいと思います。

企画部参事兼職員課長 入間市では、非正規職員といいますと今嘱託職員と、それからパート職員がおりますけれども、嘱託職員につきましては数的に多いのは保育士、あとその他嘱託がいらっしゃるわけですが、これは今の例えば給与関係でいきますと、嘱託保育士につきましては正規職員に準じてそれよりも給料表でいきますと4号下位といいますか、その程度で推移するというような形になっております。また、その他の嘱託につきましてもそういった正規職員の級に準ずるような形で推移するようになっておりますけれども、ただこれは組合との交渉にもありますけれども、そういった嘱託職員についてはまだ十分ではないというふうに考えている部分もあろうかと思えます。ただ、そういったことにつきましては逐次改善をするということにしております。

また、パート職員の時給につきましても、時給そのものを見ますと確かに県下それほど高いほうではないのは事実ですが、ただ表に出てくる時給単価プラス入間市では一時手当というのも支給しておりますし、また精勤手当という手当もございます。また、皆勤手当という手当もございます。そういうものを総合的に支給しているわけですが、そういった年収ベースで考えますと、これは県下でも上位のほうに入ってくると思えます。ですから、年収ベースで考えていただくというほうがいいのかと思えます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 では、順次お伺いさせていただきます。

1つは市長交際費です。このところ支出の抑制にお努めいただいていると理解をしておりますが、このところの支出の実績についてまずデータとしてお示しをいただきたいというふうに思います。その上で支出先及び用途のさらなる厳選というものが可能であるのかどうか、ご見解をお聞かせください。

2点目が男女共同参画推進費なのですが、先ほど条例のほうで委員会通過をいたしましたけれども、条例制定に伴う新しい取り組みというものがあつたら、新規事業について概要をお示しください。

それと、あと人事管理費のうち採用試験と昇任試験についてお伺いいたします。まず、採用試験について新年度の採用予定の概要についてお示しいただける範囲でお示しをいただければというふうに思います。そして、採用試験事務、とりわけ1次試験について近隣市等と共同実施でやっているという例を散見するのですが、経費の圧縮、また受験者のロットといいますか、受験者の規模が大きくなることでより有為な職員さんが採れるのではないかと、ということでやっておられるところがあるようなのですが、共同作業の考え方についてのご見解をお聞かせください。

昇任試験については、近年の受験者の動向について、特に女性の職員さんの受験の動向についていかがでしょうか。女性の職員

さんの動向について今後どのように取り組んでいかれるのかあわせてお示してください。

この項目については以上です。

秘書課長 2点ほど交際費につきましてご質疑いただきました。まず、最近の実績ということでございましたので、今年度あと1カ月残していますので、直近、平成20年度と平成19年度決算額ということで申し上げたいと思います。

平成20年度につきましては144万2,375円、その前年、平成19年度につきましては146万5,127円でございます。今年度もあと1カ月残っているわけですがけれども、前年度に比較して若干少し低目におさまるかなというところでございます。

あと交際費、これまで見直しをしてきましたけれども、さらに言ってみれば削減するものがあるかというようなことではないかなと思います。まず、交際費につきましては、過去自分の知る限りでは平成15年度の弔慰基準の見直し、あるいはそれ以降賛助金の取りやめとか、寸志につきましては自治会主催の敬老会あるいは老人スポーツ大会の取りやめ、また自治会主催の夏祭りの寸志を現金にかえて清酒を持参する。また、こちらにつきましては、たまたま昨年度市長選挙ということがありまして、誤解を生むことがないようにということで、市長の判断によりまして夏祭りにつきましては清酒の持参をやめたところでございますけれども、その際に議会でもご答弁申し上げたと思うのですが、そういったことの積み重ねによりまして、受け取る側の様子もこちらもちよ

つといろいろと様子を見させていただいて、それによっては取りやめてもいいのかなということを申し上げたと思うのですが、平成21年度も少なくとも夏祭りの清酒の持参はその流れの中から取りやめさせていただいております。

このような見直しの経過がありまして、交際費の支出になりますと項目的には寸志、会費あるいは香料等々ありますけれども、その中で会費につきましては飲食相当分ということで持参させていただいておりますので、そういった場に出席をさせていただく場合には会費相当分、飲食相当分ということでどうしても必要になってこようかなというふうには思っております。それ以外のものにつきましては、今申し上げましたようにこれまでの見直し、言ってみれば削減の取り組みなのですけれども、その流れの中で似たような取り組みをして、似たような内容のものにつきましては少しでもご理解をいただいて、持参をしなくて済むようになればなというようなことで、今現在特にこれといったものを持っているわけではありませんけれども、これまでの積み重ねがありますので、市民の方の様子をまた拝見させていただきながら、少しずつでも削減をしていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

企画部副参事（女性政策担当）兼男女共同参画推進センター所長 お答え  
申し上げます。

条例制定によります新たな取り組みにつきましては、条例の通知用としてパンフレットの印刷費5,000部、10万5,000円を計上し

ております。

そのほか報償費の中で市民または事業者に向けた講座の開催の講師謝礼を予定しております。内容としましては、ワーク・ライフ・バランスとかDVの防止に関する講座を予定しております。

それから、条例に基づきます基本計画の策定のために審議会の開催を予定しております。5回分の報酬と費用弁償を計上しております。

それから、その基本計画策定のための基礎資料とするために男女共同参画に関する市民意識調査の経費といたしまして、用紙等の消耗品が約4万円、そのほかに郵送代等で41万5,000円、これは2,000部を予定しております。

以上でございます。

企画部参事兼職員課長 それでは、ご質疑にお答えいたします。

まず、新年度の採用予定人数ということなのですが、これにつきましても現在は概要ということなのですが、全く決まっておりません。ただ、来年度の退職者が23名おりますので、その退職者を勘案しまして採用人数が決まってくるものと考えております。

また、採用試験事務ということなのですが、近隣市と共同といいますか、そういった共同事務ができないかというようなお話かと思っておりますけれども、採用事務につきましては大きく分けて3つあるかと思えます。まず、採用の説明会、それから受け付け事務、それから実際の試験と、この3つがあるかと思えます。

説明会につきましては、現在も7月にさいたまスーパーアリーナで県下の市町村が集まりまして合同で説明会をしているというのが1つあります。これも入間市は参加しております。そのほか単独で説明会をしているという市もございます。入間市は、単独での説明会はしておりません。ですから、共同でやるということになりますとそういった説明会をほかの市と共同でやると、そういうことは可能かと思えます。

また、受け付け事務ですけれども、受け付け事務につきましてはやはり共同というわけにはいかないのかなというふうに考えます。それぞれの市庁舎に申込者が書類を持ってくると、そういう行為もやはりそれぞれの庁舎を訪問するという基本的なことも必要かと思えますので、そういったことを共同でやるということはちょっと考えられないかなと、今の段階ではそういうふうに考えております。

また、試験につきましては、現在県下は統一日程でやっております、大体9月の下旬の日曜日でやっております。試験そのものについても同一の試験をしております。そういったこともありまして、試験日あるいは試験の内容というのは共同といいますか、同一のものでやっておりますけれども、これにつきましてはそれぞれの市でそういった同じ日程でやっていくということになるかと思えます。

それから、昇任試験の関係でございますけれども、傾向といいますのは例えば年々傾向が変わって出てくるというようなことで

はございませんで、大体試験対象者、大ざっぱにご説明しますと、試験対象者の半分が受験をするというふうな感じですが。大体管理職試験ですと試験対象者というのは60名前後です。ここでちょっと減りまして50名ぐらいになっておりますけれども、そういった人数が対象者です。実際に試験を受けるのが29人とか28人とか、約半分になります。そのうち60人前後おるわけですが、60人のうち女性が何人いるかといいますと、大体15から20人ぐらいの割合になります。試験を受けるのは先ほど半分ぐらいと申し上げましたけれども、そのうち過去ずっと2人です、女性は。そういうふうな状況でございます。今のは管理職試験、主幹になる試験ですけれども。

主査試験ですけれども、主査試験につきましては大体人数的には100人から150人ぐらい対象者がいるのですけれども、これは主査試験につきましては制度がちょっと変わりました、平成19年度から1年早く試験を受けられるようにしたものですから、2世代が同時に試験を受けるというような形になったものですから、対象者が平成19年以降ちょっとふえております。ただ、これも同じような傾向がありまして、試験対象者の約半分が受験をすると。その中の大体20パーセント前後が女性ということになります。傾向としましては、女性の申込者というのは実際には非常に低いということと言えます。

女性の受験につきましては、もちろんこれは男性、女性区別なくやっているわけですが、試験の案内といいますか、試験

の資格ができましたよということをお知らせしまして、所属長を通じまして試験を促すということは、特に女性の場合に受験者が少ないものですから、これは特に女性につきましては所属長を通して受験を促すということはやっております。

以上です。

委員長 以上で款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち所管のもの、目2 広報広聴費、目3 財政管理費、目6 財政調整基金費、目7 公共施設整備基金費、目8 企画費、目10 基地対策費については質疑を終結いたします。

次に、款2 総務費、項5 統計調査費について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 統計調査費のうち国勢調査の件について1点だけお伺いいたします。

10年に1度の詳細な調査の年に当たっているかと思うのですが、新年度の事務概要として国勢調査どういうふうに行うのかなということでお伺いしたいということでした、とりわけ近年プライバシー保護の問題だとかで調査票返してもらえないとか、面接調査ができないとか、いろいろ調査員の方のご苦勞が多くなっている、5年前の簡易調査のときもそうだったかと思うのですが、調査の実施にいろいろ課題や困難さが出てきているというふうにも聞き及んでおるのですが、その対策等々含めてこと

しの国勢調査どういうふうに取り組まれるのか、概要をお示しいただければというふうに思います。

以上です。

企画課長 それでは、お答えを申し上げます。

国勢調査は、統計法第5条2項が根拠法令でございまして、大正9年から5年ごとに行われているもので、ことし実施されるものは19回目に当たります。調査期日は本年10月1日で、午前零時現在ということになっておりまして、調査期間につきましては9月23日から10月24日となっております。調査対象は、現在5万5,000世帯、15万人程度というふうに見ております。調査の方法につきましては、従来とほぼ同様でございしますが、指導員、調査員を配置しまして各世帯を回るという内容で、ことしの予算では合わせて1,106人の費用を見込んでおります。

プライバシー保護対策の部分ですが、まず1点が封入提出方式の全面導入、いわゆる調査票を封筒に入れて調査員に渡すという内容です。それから、もう一つが郵送提出方式、これは調査員に渡さず事務局のほうへ直接送付する形です。それから、これは埼玉県は対象になっておりませんが、モデル地域でのインターネット回答方式の導入が予定をされています。現在は調査区設定はほぼ終えまして、準備作業ということで指導員、調査員の確保並びに実施に向けての事務に取り組んでおります。4月からのその内容となります。

以上でございます。

委員長 以上で款2総務費、項5統計調査費についての質疑を終結いたします。

次に、款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1基金費、項2諸費、款13予備費、項1予備費について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1基金費、項2諸費、款13予備費、項1予備費についての質疑を終結いたします。

次に、第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金、第5条、歳出予算の流用について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければこれより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 第3条、地方債の関係で3点伺おうと思ったうちの1点は先ほどございましたので、残り2点についてお伺いいたします。

臨時財政対策債の起債の限度額については第3表にあるとおりというふうに理解をするのですが、これがそのまま当初に全額計上されていますよね。そこで、1点お伺いいたしますが、年度途中で補正をする場合の財源として臨財債はもう使えないという解釈でよろしいのでしょうか。これ当初で借り入れ枠を全部使ってしまうという理解でよろしいのかどうか、その部分のご見解をいただきたいというのが1点。

それと、あと公的資金補償金免除繰上償還措置についてなのですが、普通会計債での繰上償還は過去私が知っている限りでは例がなかったように思うのですけれども、当市においては、公営企業債は下水道と水道でやっていたかと思うのですが、普通会計分のところについて繰上償還ということの可能性があるのかどうか、その部分についてのご所見をお伺いしたいと思います。

以上2点お願いいたします。

財政課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、第1点の臨時財政対策債ですが、現在当初予算に計上させていただいている額が今現在での限度額となっております。ただ、臨時財政対策債につきましては4月の普通交付税の算定のときに改めて発行可能額が算定されますので、そのときに現在の予算額との差が生じた場合につきましては補正で対応させていただきます。

それから、2点目の繰上償還の関係ですが、地方財政対策におきまして補償金免除の繰上償還が3年間延長されました。ただ、まだ詳細について私どものほうへ通知が細かいのが出ていないものですから、今後政府のほうで補償金免除の繰上償還の実施要綱等が示された段階でよく精査をして、該当するものがあれば積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 以上で第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金、第5条、歳出予算の流用についての質疑を終結いたします。

す。

以上で企画部所管のものの審査は終了しましたが、各部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものの審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

#### 概要説明

庶務課長 それでは、庶務課所管のものについて予算の概要の説明を申し上げます。

歳入につきましては、予算説明書18から19ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の行政財産目的外使用料1,906万6,000円のうち庶務課分は444万8,000円でございます。前年度と同様であります。その主な内容は庁舎食堂の電気、ガス、水道使用料等でございます。

続きまして、歳出につきましては予算説明書の40から41ページの中段になります。庶務課所管の歳出につきましては、平成21年度は庁舎管理費の諸工事費等で実施した庁舎エレベーター改修工

事等の予算計上がありました。平成22年度は特定の工事等は予定しておりません。本年度は、庁舎管理費の維持管理費等通常の経常経費が中心で、これらは前年度と同様の予算計上となっておりますが、主なものを説明させていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、大事業、庁舎管理費 1億4,905万2,000円のうち、中事業、維持管理費 1億4,246万1,000円の主なものは、市庁舎の電気、ガス、水道の光熱水費及び警備業務委託等25件の維持管理委託料等でございます。

次に、大事業、文書管理費6,089万2,000円のうち、中事業、郵便管理費4,225万6,000円の主なものは、庁内各課からの郵便物等の郵送料としての通信運搬費及び支所、公民館等の出先施設への文書集配に係るパート職員の賃金でございます。同じく中事業、文書関係費1,806万1,000円の主な内容は、印刷機器、複写機等の事務機器等借上料と用紙購入等の消耗品等でございます。

次に、大事業、法規事務費557万3,000円の主なものは、例規集30部追録代、加除式図書追録代及び例規データ更新委託料等を計上するものであります。

以上で庶務課所管予算の概要説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

管財課長 それでは、管財課所管のものにつきまして概要を説明させていただきます。

まず、歳入について説明させていただきます。予算説明書18ページから19ページ、款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総

務使用料、節1総務管理使用料の行政財産目的外使用料1,906万6,000円のうち管財課所管分は1,461万8,000円で、産業文化センターや市民会館などの各施設の事務室、食堂、東京電力の電柱、電話柱、公共施設内職員等駐車場などの使用料です。

次に、30ページから31ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入の土地貸付料1,187万9,000円のうち1,107万円が管財課所管分です。個人貸し付け9件、法人貸し付け16件の貸付料です。

次に、同じく目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の土地信託配当金641万円は、三菱UFJ信託銀行株式会社と土地信託契約を結んでいるフライト入間の配当金を受け入れるものです。

次に、同じく項2財産売却収入、目2不動産売却収入、節1土地建物売却収入800万円は、不用道水路敷地の売り払いのみを予算計上いたしました。

なお、旧狭山警察署跡地につきましては、昨年度も公売公告いたしましたでしたが、景気低迷による影響かと思いますが、申込者がなく、共有者である狭山市と協議し、当初予算には計上しないこととなりましたので、今後につきましては景気の動向等を見ながら狭山市と協議していきたいと思っております。

次に、32ページから33ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入のうち、線下補償料収入269万6,000円は、JR東日本株式会社からの線下補償料を計上したものであります。

次に、34ページから35ページ、説明の中段より下の電子入札共同システム水道企業会計負担金7万5,000円は、平成20年度から県の電子入札共同システムに参加し、指名参加登録に係る事務を行っていますが、水道企業会計においても業者登録を初め入札公告や入札の執行、入札結果の公開などこのシステムを使用していますので、一般会計で県に支払っている負担金の一部を水道企業会計から受け入れるものです。

次に、歳出について1点のみ説明させていただきます。予算説明書46ページから47ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、契約事務費、中事業、事務費617万8,000円のうち190万6,000円は、先ほど説明させていただきました電子入札共同システム負担金で、内訳は運営費負担金が139万7,000円、入札参加共同審査負担金が50万9,000円となります。

以上で管財課所管の概要説明を終わります。よろしくお願いたします。

情報システム課長 続きまして、情報システム課所管について説明を申し上げます。

歳入についてまず説明いたします。予算説明書32、33ページ、最下段になります。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入、説明欄の5番目になりますが、水道料金等計算業務受託収入1,001万1,000円は、水道事業会計から電算処理にかかわる機械器具借上料、人件費、需用費についてその使用割合により受託額を積算し、受け入れるものであります。

続きまして、歳出になります。42、43ページの中段やや下になります。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち、大事業、電子情報管理費2億7,557万8,000円で、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営、維持管理等にかかわる経費で、前年度対比1,248万9,000円、率にして4.34パーセントの減額で計上いたしました。中事業、電子計算管理費、小事業、電子計算機器等運用管理事業1億7,318万2,000円は、システムの運用支援や保守業務の委託料と機械器具等の借上料であり、主にはパソコンの調達に関してリース方式から買い取り方式に改めたことなどにより597万9,000円の減額となりました。同じく小事業、技術者派遣委託事業4,400万円は、平成20年度から行っております情報システム課の運営体制の見直しの最終年となり、正職員1名を減員し、パソコン系システムエンジニア1名を増員するため864万4,000円を増額いたしました。同じく小事業、ネットワーク通信回線管理事業3,221万8,000円は、本庁と各出先機関とのネットワークに必要となる通信回線及びネットワーク機器の使用料で24万3,000円の減額となります。また、小事業、電子申請共同システム運営事業131万円は、埼玉県電子申請運営協議会へのシステム運用委託料ではありますが、平成22年度において運用システムを変更することに伴い、160万6,000円の減額となっております。次に、中事業、電子計算機器等整備費、小事業、パソコン整備事業1,684万2,000円は、平成22年度の入れかえ台数が少ないため1,324万1,000円の減額となりました。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

市民税課長 それでは、市民税課所管の概要について説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、予算説明書12から13ページ、款1市税、平成22年度市税総額は214億8,137万5,000円を計上し、前年度対比5億8,051万円、率にして2.6パーセントの減額となっております。また、一般会計の歳入総額に占める市税の割合は58.3パーセントとなっております。

市民税課所管の主なものでございますが、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては、86億7,477万2,000円を計上し、前年度対比5.8パーセント、5億3,492万5,000円の減額であります。内訳といたしまして、まず均等割の2億1,399万2,000円でございますが、平成22年度の納税義務者数は雇用状況の悪化による減少と公的年金所得を有する者の増加を相殺し、250人の減少を見込んでおりますが、平成21年度の納税義務者見込み数が当初より約1.8パーセントの増加を見込めることから、総体的には平成21年度当初予算額の1.2パーセントの増額で計上いたしました。次に、所得割の83億5,078万円ですが、景気低迷からの所得や雇用の減少、地価の下落からの影響による譲渡所得を有する者の減少、公的年金を有する者の増加を相殺し、平成21年度所得割納税義務者見込み数から500人の減少を見込み、平成21年度当初予算額の6.2パーセントの減額で計上いたしました。退職所得分の1億1,000万円につきましては、退職制度そのものが減少傾向

にあることや、納税義務者数に不確定要素があるものの、近年の決算状況がいずれも1億1,000万円を上回っていることから、平成21年度当初予算額の10パーセントの増額で計上いたしました。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては10億5,803万3,000円を計上し、前年度対比5億3,530万4,000円、率にして33.6パーセントの減額であります。内訳といたしまして、まず均等割でございますが、引き続き景気低迷により0.2パーセント減の3億7,022万円を計上いたしました。次に、法人税割ですが、政府の経済対策等による景気回復を期待したいところですが、景気を下押しするリスクも存在することから、前年度対比43.7パーセント減の6億8,781万3,000円で計上いたしました。

次に、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分につきましては1億7,121万3,000円を計上し、前年度対比11万5,000円、率にして0.1パーセントの増額であります。軽自動車税の根幹であります4輪乗用自家用車は、近年燃料価格の高騰などにより増加していた登録台数も、景気低迷の影響もあり、微増状態になっておりますので、平成21年度当初予算額の0.1パーセントの増額で計上いたしました。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては6億6,700万円を計上し、前年度対比3,486万円、率にして5.0パーセントの減額であります。たばこの消費本数は、職場や公共施設での喫煙環境の変化や健康志向などから毎年減少し、平成20年度決算では前年度対比約5.3パーセントの減となっ

ております。また、平成21年決算見込みにつきましても前年度対比約4.9パーセントの落ち込みが予想されることから、平成21年度当初予算額の5.0パーセントの減額で計上いたしました。

予算説明書28から29ページ、款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金につきましては2億1,903万円を計上し、前年度対比321万円、率にして約1.5パーセントの増額であります。県民税徴収委託金につきましては、県民税の賦課徴収費用を補償するために県から交付されるものであり、納税義務者数に3,000円を乗じた額が交付されるものであります。平成21年度の納税義務者見込み数が前年度対比で約1.5パーセントの伸びが見込めることから、平成21年度当初予算額の1.5パーセントの増額で計上いたしました。

次に、歳出でございますが、新規の事業についてご説明させていただきます。予算説明書56から57ページ、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、大事業、税務管理費6,868万2,000円であります。このうち2,458万円につきましては地方税ポータルシステム、いわゆるeLTAxの導入業務委託料や回線使用料並びに導入に伴う市税統合オンラインシステムの改造費でございます。現在全国的に地方税の電子化が求められており、eLTAxによる地方税の電子申告は喫緊の課題となっていることから導入するものでございます。

以上、市民税課所管の予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

資産税課長 資産税課所管のものについて説明させていただきます。

予算説明書の12から13ページ、中段の款1項2目1固定資産税、節1現年課税分でございますが、91億9,270万5,000円を計上いたしました。前年度対比で4億8,098万1,000円、率にして5.5パーセントの増となっております。まず、土地につきましては、地価の下落による影響を考慮し、前年度対比2,387万3,000円、率にして0.6パーセント減となる42億4,560万5,000円を見込み計上いたしました。家屋につきましては、自動車オークション会場など昨年完成し、平成22年度に新たに課税となる建物に加え、平成21年度の評価替えて大幅な減額を見込んでいた在来家屋の評価が余り下がらなかったことによる差額並びに三井アウトレットパーク入間、コストコホールセールの評価額が平成21年度当初見込みより高かったことによる差額によりまして、前年度対比4億3,932万7,000円、率にして13.7パーセントの増となる36億4,291万3,000円を見込み計上いたしました。償却資産につきましては、景気の先行きが不透明な中では多くの設備投資は期待できませんが、家屋と同様に昨年新設の資産に加え、平成21年度課税分の差額により前年度対比6,552万7,000円、率にして5.3パーセント増の13億418万7,000円を見込み計上いたしました。

次に、目2国有資産等所在市町村交付金、節1交付金につきましては、前年度対比198万7,000円、率にして2.7パーセント減の7,101万3,000円を見込み計上いたしました。減額の要因は減価償却などによる固定資産の評価額の減額によるものでございます。

続きまして、予算説明書の12、13ページから14、15ページ、款1項7目1都市計画税、節1現年課税分でございますが、13億5,257万9,000円を見込み計上いたしました。前年度対比で3,517万2,000円、率にして2.7パーセントの増となっております。土地につきましては8億1,843万2,000円、前年度対比1,798万円、率にして2.1パーセントの減となっております。家屋につきましては5億3,414万7,000円、前年度対比5,315万2,000円、率にして11.1パーセントの増となっております。増減の理由は、土地、家屋とも固定資産税と同様でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

収税課長 それでは、収税課所管の概要を説明いたします。

初めに、本年度の徴収対策としましては、督促状の発送はもとより臨宅徴収や夜間、休日の電話催促などを実施するとともに、再三の催告に応じない、また分割納付が一向に守られないなどの納付に誠意が感じられない滞納者に対して預金、給与、不動産等の差し押さえを行い、収納の確保に努めていきたいと考えております。

以上のことから、市税歳入のうち滞納繰り越し分の主なものとしまして、予算説明書12ページから13ページ、款1市税、項1市民税、目1個人、節2滞納繰り越し分1億3,314万3,000円につきましては、収納率を過去3年間の平均16.6パーセントを見込み予算計上させていただきました。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節2滞納繰り越し分

1億3,368万6,000円につきましては、収納率を過去3年間の平均14.9パーセントからここ数年減少傾向にあることを考慮しまして、14パーセントで見込み予算計上をさせていただきました。

続きまして、14ページから15ページの上段、項7都市計画税、目1都市計画税、節2滞納繰り越し分2,065万8,000円につきましては、固定資産税と同様に収納率を14パーセントで見込み予算計上をさせていただきました。

次に、歳出でございますが、予算説明書58ページ、59ページ、款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、大事業、過誤納還付金及び還付加算金、中事業、市税過誤納還付金及び還付加算金4,500万円につきましては、毎年度当初予算に計上させていただいておりますが、市税を納め過ぎた場合や課税更正により還付金が生じたときに還付するための予算であります。

以上、収税課所管の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入の款1市税、項1市民税について質疑を願います。

吉澤委員 市税全般にわたるのかなと思うのですが、滞納世帯への対応ということで総括質疑でもご説明あったかと思うのですが、納税相談等で本当に生活が厳しいという状況で、例えばほかの制度が必要、福祉的な制度が必要ではないかというときにはほかの制度の紹介とかしているのかどうか、現状お聞かせください。

収税課長 それでは、収税課のほうから答弁させていただきますけれども、

滞納者の方につきましては、うちのほうとしましては、先ほど申し上げましたようにまず最初に納税の相談をいただくというようなことで、とりあえずは相談をさせていただいた後にその内容をよくお聞きしまして、その方につきまして何らかの形の考慮できるものがないかとか、そういったことを一緒になって相談させていただきまして、そういったことも指導しております。

以上です。

吉澤委員 必要な場合にはほかの福祉的な制度も紹介しているということ  
でよろしいのでしょうか。

収税課長 はい、そのとおりでございます。

吉澤委員 それから、本当に税金を支払うのが困難だということで、納税の猶予とか市税の減免とか、これまではほとんどたしか事例がないというふうに認識しているのですけれども、その辺について新年度どのように対応するのか、あるいはどういう方ならば適用されるのか、その辺についてお考えをお聞かせください。

収税課長 収税課のほうの徴収の立場としますと、納税の猶予ということで本税は一応免除する制度がないのです。納税の猶予の場合には徴収の猶予、それから換価の猶予、そのほかに執行停止というような税法上の制度がございます、徴収の立場としましては延滞金が減免されるとか免除されるとか、そういった相談によってはケースがあるのですけれども、本税の免除というような制度はないのです。例えば納付が本当に困難だという方につきましては、執行停止というような制度がございますので、そこで執行停止を

かけますと、3年間そういったような状況が、どうしても納税できないような状況が続きますと、最終的には不納欠損というような形の制度がございまして、本税のみの免除というような制度はございません。

以上です。

吉澤委員 市税減免については条例減免あったかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

収税課長 条例のほうにつきましては、市民税の減免ということで、第51条に市長は次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認める者に対し市民税を減免することができるという規定がございまして。その中で当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者という項がございまして。これにつきましては市税減免申請事務取り扱い要綱というのが昭和53年4月1日ということで作成してございまして、それに基づきまして判断をしまして処理しているところでございまして、現在までに該当したことはないと記憶しております。

以上です。

吉澤委員 申請もないのでしょうか、申請して該当されなかったのか、ちょっとその辺もしあれば。

市民税課長 相談につきましては、窓口での相談はないことはないと思っております。これにつきましては、例えば前年に所得がございまして、次の年に会社をやめたりとかいう形になりますとかなりの

該当者がいるということでございまして、基本的には前年の蓄え等もあることから、相談の段階で理解していただきまして、減免申請を提出するまでには至っていないということでございます。

吉澤委員 なかなか相談される方はまだどうにか対応されると思うのですが、制度そのものを知らないとか、あるいは差し押さえられたというような人からすると、なかなか納税の相談に来づらいというような状況もあると思うのですけれども、その点について市民に対しての納税相談なり、あるいはこういう減免あるいは徴収の猶予という形での制度のお知らせというのはどういう形でしているのでしょうか。

収税課長 ただいまの差し押さえ等につきましては順番がありまして、まず課税されまして、各納期が設けられます。その納期の中に納めていただかない場合には督促状というのを納期後20日ぐらいに出します。なおかつ納付がない場合には税法上は差し押さえができるというような規定になっておりますが、入間市の場合には現年分につきましてはその間に催告書、こういったものをしたり、臨宅徴収で直接家庭に訪問しまして、納税のお願いをしたりというようなことをさせてもらっております。過年度分につきましては、要するに滞納繰り越しになったものについて差し押さえ等の手続をさせていただいているわけなのですけれども、それにつきましても事前にご本人様のほうにいついつまでに納付をしてくださいというような催告書を出させていただいて、なおかつ期限内に連絡なり相談等がない場合には差し押さえのほうらせてもらって

るのですけれども、そのときにぜひ相談をいただきたいというように何度も文書なり、また電話でも連絡等させてもらっているのですけれども、差し押さえ等をして初めて納税相談に来るというような方もいらっしゃいますので、差し押さえたから、何でもかんでも換価してしまうのだよということではなくて、初めて相談をされた時点でよく生活実態等をお聞きしまして、どうしてもそれを全部すべて換価してしまうというようなことになりますと生活が苦しくなるといった場合には、全額ではないのですけれども、一部の返還というようなこともさせてもらっております。

以上です。

吉澤委員 それで、差し押さえの件数についてどのくらいあるのか、この間の推移と今後の見通しなど教えていただきたいと思います。

収税課長 それでは、差し押さえの件数でございますが、昨年度は年間527件の差し押さえのほうらせてもらっております。今年度につきましては、2月末現在で、今現在昨年を上回る538件の差し押さえのほうらせてもらっておるのですけれども、この内訳等でございますが、預金関係が主にさせていただいております、どうしても預金等ない場合には、額的にある程度高額になった方については土地等の差し押さえのほうもさせてもらっている状況でございます。

以上です。

吉澤委員 差し押さえされた方の滞納金額の例えば平均とか、あるいは少額だと幾らとかって今資料お持ちでしたらお願いしたいのです

が。

収税課長 金額的には額で決定のほうはしておりません。当然軽自動車税、1,000円からのバイクの税金ありますので、これらを滞納になっている方につきましても差し押さえのほうはさせてもらっております。

以上です。

吉澤委員 わかりました。

それから、昨年から住民税の年金天引きが始まったと思うのですけれども、これの現在の人数と、あと新年度の見込みについて教えてください。

市民税課長 人数につきましては、1万人弱だと思います。見込みにつきましてもほぼ同じでございます。

吉澤委員 これは、特にこのまま引き続き行われるということで、国からの方針転換とかは来ていないですか。

市民税課長 特に方針転換はございません。

駒井委員 今出ました年金からのあつたのですが、普通預金からの自動引き落としなんか市民税なんかありますよね。あれは今何パーセントぐらい。

収税課長 平成21年度当初に納付書を発行させていただいたときに、市県民税の場合には口座振替の率が29.63パーセントです。参考ですが、固定資産税で44.4パーセント、軽自動車税で4.36パーセントというような状況になっております。

以上です。

駒井委員 あわせてそこに通帳に残高がない場合もあるではないですか。

そういう場合の対処についてはどのような。

収税課長 各納期に口座引き落としのほうがあるのですけれども、今言いましたように残高がない場合には引き落とせません。そうしますと、金融機関のほうからうちのほうに連絡がございます。その方につきましては、再度その分の納付書を発送させていただいて、その納付書で納付のほうをお願いすると。次回の例えば3期目、4期目、これにつきましてはその時点で残高があればそこから口座落としができるということで、またその時点でない場合には再度うちのほうからまた3期分なら3期分の納付書のほうを発行させてもらっています。

以上です。

駒井委員 今納付書送っているというふうな話なのですが、1回ぐらい口座に残高がありませんとかなんとかというはがきとかは特別は送らない。

収税課長 特に送ってはいません。

参考なのですけれども、県内ではさいたま市なんかは一度納期を過ぎた後にもう一度口座引き落としの依頼を金融機関のほうにさせてもらっているのですけれども、さほど効果がないということで、その場合には手数料のほうがまたかかってしまいますから、それを考えると1回でもいいのかなというような気がいたします。

以上です。

駒井委員 いつも使っている口座なら残高が確認できるのですが、  
ある程度納税預金のためにある口座というふうな口座だと、なか  
なか日常的に使っていないから、残高があるかないかわからない  
というふうなこともあるので、その辺がどうかと思ったもので  
すから、聞かせていただきました。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ款 1 市税、項 1 市民税についての質疑を終結いたしま  
す。

次に、項 2 固定資産税について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ項 2 固定資産税についての質疑を終結いたします。

次に、項 3 軽自動車税、項 4 市たばこ税、項 5 鉱産税について  
質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければこれより委員外議員の質疑に入ります。

質疑は簡潔に願います。

山本議員 市たばこ税で 1 点だけお伺いします。

国の予算は先ほど衆議院を通過したようですけれども、10月から  
国と地方と合わせてたばこ税 1 本 3 円 50 銭ですか、引き上げと  
いうことで税法改正今上がっているかと思うのですけれども、消  
費が減少傾向にあるということで先ほどご説明があったのです

が、神奈川県でしたっけ、分煙推進条例だとかなんとかで非常に音を立てて環境変わってきているという状況の中で3,486万円の減ということで計上されておられるのですが、これを上回る減少といったような事態が考えられるかどうか、環境の激変等も含めてその辺のご所見をお伺いできればというふうに思います。

以上です。

市民税課長 たばこ税につきましては、先ほどの概要説明でも申し上げましたが、毎年5パーセント前後で減少しているのが実情でございます。平成22年度の税制改正におきまして国、県、市税合わせて1本当たり3.5円の増税で、また小売価格が1.5円の合わせて5円ですか、1箱にしますと100円増額が見込まれるわけですが、現在地方税法、また市条例が改正されていない状況でございますので、当初予算では見込んでおりません。

増税の場合の消費動向と、その辺とか見通しということで大変難しいのですが、現時点で試算いたしますと、10月改正ということで、毎年のたばこ離れの5パーセントを除きまして改正による増収分が約1億500万円、それから増税によるたばこ離れ分を6パーセントで2,000万円の減収、買いだめによる影響、改正前、改正後増減ありますので、それぞれ5パーセントと見まして、約800万円の減収で、合計約7,700万円ぐらいの増収を見込めるかなと思っているところでございます。

以上です。

委員長 以上で項3軽自動車税、項4市たばこ税、項5鉱産税について

の質疑を終結いたします。

次に、項6 特別土地保有税、項7 都市計画税について質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければこれより委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 特別土地保有税の関係で1点だけお伺いいたします。

平成9年分以前の滞納繰り越し分だけということで、課税されなくなって久しいということはあるのですが、ここでほぼ皆減ですよね。1,000円だけ計上されていますので。滞納繰り越し分が時効になってしまうのか、あるいはここで不納欠損処理してしまうということなのか、ここでほぼ全額削っておられるという部分についてのご説明いただければと思います。

以上です。

収税課長 ただいまのように特別土地保有税につきましては、平成元年から平成9年度までに課税されたものでございます。昨年度6件の滞納者がございまして、平成21年度はこのうちの1件が分割納付をしておりました関係上予算計上させていただきました。実際にこの方がすべて完納になりまして、平成22年度は5名の、要するに5件の滞納繰り越しということで、このうちの1件をこの3月に不納欠損する予定でございます。

残った4件のうち1件につきましては個人でございます。この方につきましては、他の固定資産税のほうも滞納がちょっとございまして、こちらのほうを重点的に納付いただいておりますもの

ですから、ほとんど保有税については見込めないということで、予算的には1,000円を計上させていただきました。

ほかの3件につきましては法人でございます。この法人につきましても登録はあるのですけれども、実際には廃業状態であったり、また社長が数年前に亡くなりまして、事業も停止状態といったような法人なものですから、なかなか納付していただけないような状況でございます。これにつきましては、その土地ですとか建物につきまして差し押さえ等の手続はとっておるのですけれども、当然競売にかかったりということで1社あるのですけれども、ほかの社につきましても抵当権者、金融機関等の抵当権のほうの債権優先していますので、競売になってもなかなかうちのほうに配当は見込めないというようなことから、現在まだ不納欠損の手続等はしておりませんが、今後何年か後にはそのような状況になってくるのかなというような感じがしています。

以上です。時効は特にはないです。

委員長 以上で項6 特別土地保有税、項7 都市計画税について質疑を結びたいします。

次に、款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについて

の質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ委員外議員の質疑に入ります。

山本議員 先ほど概略ご説明いただきましたので、それで結構です。済みません。

委員長 以上で款17財産収入のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目5財産管理費、目20諸費のうち所管のものについての質疑を願います。

吉澤委員 小規模修繕工事の登録制度についてなのですけれども、現在の入札参加業者と小規模登録のみの業者の受注割合を件数で教えてくださいたいと思います。

管財課長 大変申しわけありませんが、現時点での資料がありませんので、平成21年度もうほとんどの工事の発注等が各課のほうでも済んでおると思いますので、実際の登録業者については把握ができておりますので、資料を後日出したいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま課長のほうから後日資料を出すということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

吉澤委員 入札の関係なのですけれども、この間最低制限価格でのくじ引

きとか業者の辞退とかということではなかなか入札が成り立たない  
というような現状も多かったと思うのですが、その要因について  
はどのようにお考えでしょうか。

管財課長 現在最低制限価格等を事前公表というような形でやっておりま  
すので、その辺については平成21年度の検証というような形であ  
りますと非常にくじ引きのほうが多くなりまして、くじ引きによ  
る業者の決定というようなケースが非常にふえております。この  
点入札制度につきましても、平成21年度の検証という形をもちま  
して、指名委員会につきまして、本年度の検証というような形で  
来年度の入札のほうの方法につきまして今後検討したいというこ  
とでおります。

以上です。

吉澤委員 では、検証していくということなのですが、今例えば東  
京の日野市とかでは総合評価方式導入ということで、地元業者優  
先の価格だけではなくていろいろな全体的なものを含めた入札の  
あり方というのを今後検討していかなければならないと思うので  
すけれども、その点についてはいかがでしょうか。

管財課長 本市においても総合評価制度というような形で、平成21年度に  
つきましては道路整備課案件1件と狭山台の土地区画整理事務所  
案件を1件総合評価というような形で導入をしております。来年、  
平成22年度におきましても総合評価の導入を何件か、数件用いて、  
そういったものについてもいろいろ検証したいと思いますので、  
よろしく願いいたします。

吉澤委員 わかりました。

それから、実際に受注して、その下請の業者の実態、労働者の実態ということになるのですけれども、そういったものの調査というのは今されているでしょうか。

管財課長 現在下請業者等の調査等はしておりませんが、入札の参加者の遵守資料におきまして、下請工事業者の取り扱いについて説明しております。

以上です。

吉澤委員 実際に守られているかどうかというところで実態把握という部分がこれから必要なのかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

管財課長 現在管財課のほうで落札者等について、その下請業者等の詳細を報告しなさいとかというような、調べるということについて非常に難しいものがございます。引き続きまして平成22年度におきましても入札参加者の遵守を強く参加者に申し上げて、その辺を守っていただくような形をとっていきたいと思います。

以上です。

堤委員 県内で最低制限価格を事前公表している自治体というのはどのぐらいあるのですか。

管財課長 県内はちょっと資料的に今持ち合わせありませんが、近隣でありますと飯能市が、全部ではありませんが、一部公表というような形をとっております。

以上です。

堤委員 同じような入札方式をとっているところと比較した場合に、現象としてはほとんどくじ引きというのが結果としては大半になってくると思うのです。その場合に例えば、これは見方によりますけれども、そこに競争の原理が働いているという認識になるのか。

管財課長 今年度の最低制限価格の案件につきましては、前半から中盤にかけて、先ほど申したとおりくじ引きの案件が非常に多くなりました。中盤から後半にかけて、競争原理というような形でくじ引き以外の入札案件が非常に多くなってきているような状況となっております。

以上です。

堤委員 後段の部分ちょっと理解できなかった。もう一度。

管財課長 中盤から最終のほうにかけて、今まで前半は最低制限価格といえなくじ引きになる案件が多かったのですが、後半につきましては最低制限価格の案件につきましてもくじ引きによる入札というような形ではなくて、競争が働かして、非常にくじ引きの案件が逆に減ってきているような状況となっております。

堤委員 そうしますと、例えば今年度の実施につきましても後段の部分が継続すると、要するにくじ引き以外に競争の原理がそこに明らかに目に見える形で数字であらわれているということが今後、例えば平成22年度比率としては多くなるという、こういう認識を持っていますか。

総務部長 お答え申し上げます。

入札制度をやっていく中で、今堤委員さんが言われております

くじ引きというものについて、工事費については1,000万円以上のものが最低制限価格を付設して行っておるわけなのですが、そういう中で前半の部分につきましては非常にくじ引きが多かったというのが現実的にございます。後半につきましては、今度は最低制限価格で落札しない、つまりくじ引きではなくて最低制限価格以上の金額で入れておりますので、やはりなかなか業者の方にとってみると厳しい競争というもののの中で、前半の部分は安い金額での厳しい競争があったわけなのですけれども、後半の部分になりますとやはり公共事業の発注、今回は景気の前倒しみたいな部分があったり、あるいは追加経済対策なんかありまして、非常に市内業者につきましては今年度の公共事業は非常に多かったと我々も分析しておるわけなのですが、そういったもので若干ニュアンス的には変わってきているなという部分で、いずれにせよ競争原理というのは相当前半につきましても、前半はですから厳しい最低制限価格でともかくとりたいのだという一心で行ったものですから、同額でくじ引きというケースがあったのですが、後半につきましては今度はある程度仕事量との問題がありますので、最低制限で落札できないという現象がありまして、いずれにしても全体的には競争原理というのは的確に働いていると、私はそういうふうに分けております。

以上でございます。

堤委員　では、今後の市の方針としては事前公表は継続をしていくということでしょうか。

総務部長 これにつきましては、市役所の中で指名委員会というのを設けておりまして、指名委員会の委員長は副市長でございますが、委員の中で部長職が入っております。そういう中で先ほど管財課長が申しましたように入札制度の検証を行いまして、新年度に向けた対応をとっていきたいと思っております。事前公表と事後公表2つあるわけですけれども、それぞれやはりメリット、デメリットがあるわけなのです。それで、これらについてはやはり見解がそれぞれ、先ほど飯能市も入間市と同じようにやっていると申し上げましたけれども、それ以外でも西部地区の中ではあと何市かあるはずなのです。ちょうど西部11市でいくと半々ぐらいではないかなと思っておりますが、非常に事後公表、事前公表それぞれメリット、デメリットありますので、十分検証して新年度に向かって体制を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち所管のもの、目5 財産管理費、目20 諸費のうち所管のものの質疑を終結いたします。

次に、款2 総務費、項2 徴税费について質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項2 徴税费についての質疑を終結いたし

ます。

以上で総務部所管のものの審査は終了しましたが、各部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時30分 再開

委員長 再開前に委員長より申し上げます。

本日監査委員事務局長が欠席のため、監査委員事務局加藤副参事より概要説明を行いますので、ご了承願います。

会議を再開いたします。

次に、検査課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管のものの審査を行います。

まず、検査課長より概要説明を求めます。

概要説明

検査課長 検査課所管の予算概要についてご説明いたします。

予算説明書の42ページ及び43ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、大事業、検査事務費ですが、予算額は4万5,000円です。すべて経常経費となっております。

以上、よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のも

のについて質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長     なければ款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、会計課所管のものについて会計課長より概要説明を求めます。歳入歳出一括して願います。

会計課長   それでは、会計課所管のものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、予算説明書の32、33ページをお開きいただきたいと思えます。中段になります。款21諸収入、項 2 市預金利子、目 1 預金利子、節 1 預金利子の歳計現金預金利子102万6,000円につきましてですが、予定運用額 7 億円に予定年利率0.17パーセント、運用期間 4 カ月で計上したものでございます。なお、前年度予算と比較いたしまして167万円余りの大幅な減額となっておりますが、これは昨年と比較して運用額あるいは運用期間ともに厳しい財政状況のもと減額となっているためであります。なお、公金の運用につきましては安全性を第一に適正な管理と効率的な運用を引き続き収入の確保を図ってまいります。

次に、同じページの下の段になります。目 1 雑入、節 1 証紙売りさばき収入及び手数料928万3,000円につきましてですが、これは県収入証紙の売りさばきについて県知事から指定を受け、市の窓口で取り扱う分の収入、手数料でございます。

次に、そこから 2 段下になります。節 4 雑入の説明欄ですが、上から 3 行目になります。請求書等売上収入32万4,000円のうち

24万円分が会計課所管分であります。指名参加業者等が用いる請求書用紙の売り上げ代金で、前年と同額の計上となっております。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。44、45ページをお願いいたします。目4会計管理費、大事業、会計管理費ですが、273万7,000円につきましては、出納事務あるいは審査事務及び決算調整に要する事務費であります。経常経費でありますので、詳細は省略させていただきます。

それから、最後になります。説明書の56、57ページをお願いいたします。目20諸費のうち説明欄の上から3行目になります。大事業、県収入証紙購入費900万円につきましてですが、埼玉県から収入証紙を購入する費用の予算計上で、前年と同額となっております。

以上で会計課の予算につきまして説明をさせていただきました。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸収入のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸収入のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管のものについて議会事務局参事兼次長よ

り概要説明を求めます。歳入歳出一括して説明をお願いします。

## 概要説明

議会事務局参事兼次長 それでは、議会事務局所管のものについてご説明をさせていただきます。

初めに、予算説明書の事項別明細書35ページをお開きいただきたいと思います。中段でございまして、歳入の款21諸収入のうち項5目1雑入のコピー使用料でございしますが、実績等を考慮し、91万円のうち議会事務局所管のもの16万8,000円を見込み計上いたしました。前年度対比で2万4,000円の増額でございしますが、これは前年度の途中からカラーコピーが可能となりましたので、その部分が増額要因でございします。

次に、歳出についてでございしますが、予算説明書38、39ページをお開きいただきたいと思います。款1議会費は総額2億7,699万円で、前年度対比2,382万6,000円の減額で、率にして7.9パーセントの減額となっております。主な内容でございしますが、大事業、議員報酬等1億7,526万9,000円は議員22名分の報酬等で、前年度対比1,653万6,000円の大幅な減額となっております。この主な要因につきましては、議員定数を2名削減したことによるものでございします。

次に、大事業、職員給与費6,856万2,000円は事務局職員8名分の給料、手当、共済費で、前年度対比690万9,000円の減額となっております。この要因につきましては、自動車運転手が新年度から所属がえになることによるものでございします。

次に、大事業、議長交際費につきましては、実績等を考慮し、前年度と同額の50万円といたしました。

次に、大事業、議会運営費は6つの中事業から成っておりますが、まず中事業、本会議等費用弁償107万5,000円は前年度対比11万6,000円の減額でございます。本会議及び委員会の費用弁償を見込み計上いたしました。中事業、委員会行政視察費378万円は前年度対比111万円の減額で、これは常任委員会、議会運営委員会等の行政視察費用でございます。減額の主な要因につきましては、費用弁償を減額したものでございます。中事業、議長会会費等162万5,000円は前年度対比1,000円の減額で、これは議長会等の会議、視察等の旅費、負担金、随行職員の旅費を見込み計上いたしました。中事業、政務調査費528万円は前年度対比48万円の減額で、これは議員定数を2名削減したことによるものでございます。次に、中事業、議場等管理費690万円は、議場音響等設備を更新したことにより、前年度対比347万7,000円の増額となりました。事務費85万8,000円は、前年度対比89万9,000円の減額となっております。これは、主に佐渡市議会との交流事業が平成22年度は佐渡市議会が当市を訪問することなどにより減額となるものでございます。

次に、大事業、事務局費についてですが、本事業につきましては3つの中事業に分かれております。まず、中事業、会議録調製本費798万1,000円は、本会議並びに委員会の記録作成のための委託料や会議録検索システム検索データ変換加工委託料などで、

前年度対比72万2,000円の減額となっております。この主な要因は、ページ数等実績に基づき精査をいたしまして、また部数を2部減したことなどによるものでございます。次に、中事業、議会だより作成費389万3,000円は、議会だよりを年4回発行するための印刷製本費等で、前年度対比6万5,000円の減額でございます。これは、実績に基づきページ単価等を下げたことなどによるものでございます。次に、中事業、事務費126万7,000円は、議会事務局の事務経費を見込み計上したものでございまして、前年度対比46万5,000円の減額でございます。これは、加除式図書の見直しを行いまして、各種追録代を減額したことなどによるものでございます。

以上、議会費の当初予算でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款1議会費について質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款1議会費について質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて選挙管理委員会事務局長より概要説明を求めます。歳入歳出一括して説明を求めます。

## 概要説明

選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局所管のものについてご説明申し上げます。

まず、歳入の関係でございますが、予算説明書24、25ページをごらんいただきたいと思います。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金、説明欄でございますが、投票人名簿システム構築交付金100万5,000円でございますが、これは平成22年5月18日に日本国憲法の改正手続に関する法律が施行されますが、これに基づく国民投票執行のための投票日当日の投票管理システム構築に要する経費、これに相当する分が交付されるものでございます。

予算説明書の28ページ、29ページでございます。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金、説明欄の参議院議員選挙委託金6,113万3,000円でございますが、これは平成22年7月25日任期満了となる参議院議員の通常選挙の執行経費が県を通じて交付されるものでございます。同じく説明欄の県議会議員選挙委託金1,709万3,000円でございますが、これは平成23年4月29日任期満了に伴う埼玉県議会議員の一般選挙の執行経費のうち、平成22年度中の準備経費等が交付されるものでございます。同じく説明欄、在外選挙特別経費委託金2万円でございますが、これは国外に居住する日本国民に国政選挙の選挙権の行使を保障する制度で、その手続のための郵送料等が県から交付されるものでございます。

次に、歳出の関係でございます。予算説明書60、61ページでございます。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費3,788万2,000円でございますが、これは選挙管理委員会及び事務局のPersonnel費及び事務費と国民投票の投票日当日の投票管理システム構築に要する経費でございます。この国民投票の投票日当日の投票に要する経費につきましては、先ほど歳入のほうでご説明申し上げましたが、国のほうから委託金が交付されることになっております。

次に、予算説明書の62、63ページでございます。目2選挙啓発費11万8,000円でございますが、これは街頭選挙啓発に要する経費でございます。

目3選挙費7,822万6,000円でございますが、これは参議院議員通常選挙の執行に要する経費と埼玉県議会議員一般選挙の執行に要する経費のうち、平成22年度中の準備等に要する経費でございます。これらの選挙に要する経費は、先ほど歳入のほうでご説明申し上げましたように国のほうから委託金が交付されるものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款15国庫委託金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項4選挙費について質疑を願います。

吉澤委員 国民投票関係の事業で、これは実際に今具体的な法整備がされ

ていないという状況で、対象者も例えば18歳になるのか20歳になるのかというのも進んでいないと思うのですけれども、現段階における準備の状況と、あと国の動向も含めて今後の見通しなどがわかれば教えていただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 制度につきましては、現在18歳、年齢の関係につきましては民法とか公職選挙法の絡みがございます、どっちになるのかははっきりわかっておらない状況でございます。いずれにしても、18歳になるにしても20歳になるにしても両方とも対応できるようなシステムの構築で考えております。

それから、準備の関係でございますが、平成21年度の事業におきまして期日前投票の関係のシステムにつきましては、現在事業の推進中でございますが、3月25日を契約の期限といたしまして、現在それらのシステムについて整備を図っているところでございます。国のほうから県を通じての指導もあったわけですけれども、平成22年度に国民投票の投票日当日のシステムについて整備するということ、それに伴う経費も平成22年度で交付されるというような通知があったところでございます。これらに準じて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款15国庫委託金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項4選挙費についての

質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて、監査委員事務局副参事より概要説明を求めます。

#### 概要説明

監査委員事務局副参事（公平委員会事務職員併任） 監査委員事務局所管の概要をご説明いたします。

予算説明書48ページから49ページでございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費30万7,000円は、例年どおりの経常経費として委員報酬と事務費を計上させていただきました。

続いて、予算説明書64ページから65ページ、款2 総務費、項6 目1 監査委員費3,082万4,000円ですが、監査委員2名の報酬と事務局3名の人件費が主なものでございます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、款2 総務費、項6 監査委員費についての質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、款2 総務費、項6 監査委員費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 3時51分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これで各部所管のものの質疑が終了しましたので、これより討論に入ります。

討論ありませんか。反対の方から。

吉澤委員 議案第32号 平成22年度入間市一般会計予算のうち所管のものについて反対の討論を行います。

100年に1度と言われた経済危機が世界的には新興国の経済活動の活性化などによって一定の持ち直しが見られる中で、日本だけは二番底の心配も出されているように、経済情勢はますます深刻化し、国民の暮らしも底なしの悪化を続けています。失業率は急上昇して5.1パーセントに達し、企業倒産は3年連続で増加しています。昨年の消費者物価はマイナス1.3パーセントと過去最大の下落を記録し、デフレの様相を強めています。なぜ日本がこれほどまでに経済危機の打撃を受け、いまだに不況から抜け出せないでいるのか。リーマンショック以前の10年間にGDPの伸び率がわずか0.4パーセント、雇用者報酬はマイナス5.2パーセントとG7の中で最も成長力のない脆弱な経済になっていたからです。そこに世界的な経済危機が襲いかかったことで景気、経済の打撃は極めて深刻になってしまったのです。

自公政権が構造改革、成長戦略の名で進めてきた強い企業をもっと強くすれば経済が成長し、暮らしもよくなるという路線は完全に破綻しました。大企業は、正規雇用から非正規雇用への置き

かえ、下請企業への単価引き下げなど、国民の暮らしを犠牲にし  
ながら、この10年間で内部留保を200兆円から400兆円に倍増させ  
ました。今必要なのは、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に  
還元させて雇用と中小企業を守ること、自公政権が続けてきた社  
会保障削減による傷跡を是正するために社会保障の拡充を図るこ  
と、庶民への増税ではなく軍事費と大企業、大資産家優遇減税と  
いう聖域にメスを入れて財源を確保することです。先の見えない  
大不況、倒産や解雇の危機、財源不足を理由にした消費税、所得  
税、住民税の増税などに対して市民は暮らしへの不安を募らせて  
います。こうした不安を解消するために市民の暮らしを守る市政  
へと転換を図ることが求められていますが、それにこたえる予算  
になっていません。以下、反対の主な項目を述べます。

1点目は、行政改革長期プラン前期実行計画です。平成20年度  
から始まったこの計画によってこの間学童保育料の値上げなどが  
行われてきました。平成22年度もシルバーサービスの見直しの検  
討、受益者負担の見直しなどの検討も含まれています。市民への  
負担増や市民サービスの削減につながる行政改革長期プラン前期  
実行計画の実施には反対です。

2点目は、自衛官募集事務にかかわる国庫委託金と歳出におけ  
る諸費、自衛官募集事務費です。政権が変わり、インド洋から自  
衛隊を撤退させたものの、海外派兵型軍隊づくりという基本路線  
は変わらず、ソマリア沖での海賊対処活動は続けています。海外  
派兵は憲法違反であり、自衛官の命をも危険にさらすものです。

こうした行為を助長する自衛官募集に自治体が手をかすべきではありません。

3点目は、株式の配当譲渡益などにかかわる税率を軽減する証券優遇税制です。これは、貯蓄から投資への株式投資を促進するため、上場株式の譲渡益や配当への課税を法定税率の20パーセントから10パーセントに軽減する特例措置です。株転がしで100億円もの利益を得ても、軽減税率の特例だけで10億円の減税の恩恵を受けることができます。株式の所有は圧倒的に大資産家に集中していることから、この特例による恩恵はその多くが少数の資産家に集中し、大金持ち減税との批判が強まっています。こうした大金持ち優遇の税制は今すぐ改めるべきです。

4点目は、個人市民税の年金からの特別徴収、いわゆる年金天引きです。年金天引きに対する批判が余りに強く、国保税、後期高齢者医療の保険料徴収については一部の人を除き普通徴収と特別徴収の選択ができるようになっています。しかし、住民税については納税者に有無を言わず年金天引きが行われています。住民税の年金天引きによって生活のやりくりが困難になる方もいます。納税の方法は本人の意思によって決められるべきであり、住民税の年金天引きは希望者だけに限定すべきです。

5点目は、国民投票関係事業の歳入歳出における予算です。国民投票法はことしの5月18日に施行期日を迎えますが、重大な矛盾に直面しています。18歳とされた投票年齢をめぐる民法や公職選挙法などの整備、公務員法上の政治活動規制の国民投票運動へ

の適用などの審議が一切進んでいません。5月までに法整備をすることは事実上不可能です。これは、自公政権が憲法改悪をねらって押し通した国民投票法の具体化を憲法を守ろうとする国民の世論で食いとめた結果です。法の必要性そのものを問い直すべきで、国民投票関係事業の予算は認められません。

6点目は、五市消防広域化検討組織運営負担金です。これは、入間市、所沢市、狭山市、飯能市、日高市、5市の消防広域化を進めるための検討組織運営のための負担金です。この消防広域化は、5市にある4つの消防本部を1つにしようとするものです。現在入間市における消防職員、消防車両、署所は充足率を満たしていません。他市も同じように充足率を満たしていませんが、広域化すると配置基準が変わり、現状のままでも自動的に充足率を満たしてしまうというからくりがあります。消防力の強化というのなら現状の体制で必要な人員や車両、分署を配置することこそ必要です。消防力の低下を招きかねない消防の広域化には反対です。

以上で議案第32号 平成22年度入間市一般会計予算に対する反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

小島委員 保守系クラブを代表しまして、議案第32号 平成22年度入間市一般会計予算のうち所管の予算について賛成の討論を行います。

当委員会に付託されています所管の予算は、一般会計歳入予算総額の79.1パーセントを占める291億4,900万5,000円であり、歳

出では23.6パーセントである86億9,409万4,000円と、予算総額に占めるウエートの高い予算内容であります。

まず、歳入であります。市税については、固定資産税で増額が見込まれるものの、長引く景気低迷の影響により個人市民税及び法人市民税ともに減収が見込まれ、総額では前年度対比2.6パーセント減であります。歳入の根幹をなす市税の確保は、市の財政運営に多大な影響を与えるものでありますので、今後も職員のさらなる努力により収納率の向上を期待するものであります。

その他の歳入では、普通交付税が引き続き不交付の見込みであり、大変厳しい状況にあります。このような中、財政調整基金からの繰り入れと臨時財政対策債及び適債事業の活用により財源不足を調整したことについては、やむを得ないものと理解するものであります。

次に、歳出であります。経常的経費については行政改革長期プラン前期実行計画に基づき見直しを行っております。また、男女共同参画社会の実現に向け、第2次入間男女共同参画プランに基づき各種事業に積極的に取り組んでおります。加えて、消防力の向上を図るため、消防団第5分団第2部の消防ポンプ自動車の更新を行うなど、市民が安心して暮らせるまちづくりに努力されていることがうかがえます。

また、公債費については前年度対比で減額となっておりますが、将来の負担を考慮し、今後も健全財政の維持に努めていただくべく希望するものであります。

以上のとおり財源不足の中で厳しい予算内容ではありますが、市民福祉の向上を基本とし、元気な入間のまちづくりの推進等さらなる飛躍を期待し、当委員会所管の予算の賛成討論といたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 平成22年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第32号 平成22年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4時01分 休憩

午後 4時02分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 協議事項〔閉会中の継続調査について〕

委員長 次に、閉会中の継続調査について協議いたします。

行政視察についてこれまで協議を重ねてまいりましたが、お手元にご配付した資料のとおり委員会として決定してよろしいでしょうか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認め、閉会中の継続調査については決定いたしました。

△ 閉会の宣告（午後 4時03分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了しましたので、会議を閉じます。

以上で総務常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦勞さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 平 山 五 郎